

#### 4 在日米軍再編関係資料

(1) 2005年(平成17年)2月19日 日米安全保障協議委員会「2+2」共同発表

共同発表  
日米安全保障協議委員会  
於 ワシントン  
2005年2月19日

1. 2005年2月19日、ワシントンにおいて、日米安全保障協議委員会（S C C）が開催され、ライス国務長官及びラムズフェルド国防長官は、町村外務大臣及び大野防衛庁長官を同委員会の場で迎えた。閣僚は、日米両国が直面している安全保障上の問題及び日米同盟に係る問題並びに両国関係に関するその他の問題について協議を行った。

今日の世界が直面する課題に対する共同の取組

2. 閣僚は、日米両国間の協力関係が、安全保障、政治、経済といった幅広い分野で極めて良好であることに留意した。閣僚は、日米安全保障体制を中核とする日米同盟関係が日米両国の安全と繁栄を確保し、また、地域及び世界の平和と安定を高める上で死活的に重要な役割を果たし続けることを認識し、この協力関係を拡大することを確認した。

3. 閣僚は、既に成果を生み出している、アフガニスタン、イラク及び中東全体に対する国際的支援の供与における日米両国のリーダーシップの重要性を強調した。閣僚は、インド洋における地震及びそれに続く津波災害の被害者に対する幅広い支援を行うに当たり、日米間の協力が他の国の参加を得て成功裡に行われていることを賞賛した。

4. 閣僚は、不拡散、特に拡散に対する安全保障構想（P S I）を推進する上で、日米両国間の協力と協議が中枢的な重要性を有してきたことを認識した。閣僚は、日本、米国及び他の国が主催した多数国間の阻止訓練が成功裡に行われたことを歓迎した。

5. 閣僚は、弾道ミサイル防衛（B M D）が弾道ミサイル攻撃に対する日米の防衛と抑止の能力を向上させるとともに、他者による弾道ミサイルへの投資を抑制することについての確信を表明した。閣僚は、日本による弾道ミサイル防衛システムの導入決定や武器輸出三原則等に関する最近の立場表明といったミサイル防衛協力における成果に留意しつつ、政策面及び運用面での緊密な協力や、弾道ミサイル防衛に係る日米共同技術研究を共同開発の可能性を視野に入れて前進させるとのコメントメントを再確認した。

共通の戦略目標

6. 閣僚は、国際テロや大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散といった新たに発生している脅威が共通の課題として浮かび上がってきた新たな安全保障環境について討議した。閣僚は、グローバル化した世界において諸国間の相互依存が深まっていることは、このような脅威が日本及び米国を含む世界中の国々の安全に影響を及ぼし得ることを認識した。

7. 閣僚は、アジア太平洋地域においてもこのような脅威が発生しつつあることに留意し、依然として存在する課題が引き続き不透明性や不確実性を生み出していることを強調した。さらに、閣僚は、地域における軍事力の近代化にも注意を払う必要があることに留意した。

8. 閣僚は、北朝鮮が六者会合に速やかにかつ無条件で復帰するとともに、検証の下、透明性のある形でのすべての核計画の完全な廃棄に応じるよう強く要求した。

9. 國際的な安全保障環境に関するこのような理解に基づき、閣僚は、両政府が各々の努力、日米安保体制の実施及び同盟関係を基調とする協力を通じて共通の戦略目標を追求するために緊密に協力する必要があることで一致した。双方は、これらの共通の戦略目標に沿って政策を調整するため、また、安全保障環境に応じてこれらの目標を見直すため、定期的に協議することを決定した。

10. 地域における共通の戦略目標には、以下が含まれる。

- 日本の安全を確保し、アジア太平洋地域における平和と安定を強化するとともに、日米両国に影響を与える事態に対処するための能力を維持する。
- 朝鮮半島の平和的な統一を支持する。
- 核計画、弾道ミサイルに係る活動、不法活動、北朝鮮による日本人拉致といった人道問題を含む、北朝鮮に関連する諸懸案の平和的解決を追求する。
- 中国が地域及び世界において責任ある建設的な役割を果たすことを歓迎し、中国との協力関係を発展させる。
- 台湾海峡を巡る問題の対話を通じた平和的解決を促す。
- 中国が軍事分野における透明性を高めるよう促す。
- アジア太平洋地域におけるロシアの建設的な関与を促す。
- 北方領土問題の解決を通じて日露関係を完全に正常化する。
- 平和で、安定し、活力のある東南アジアを支援する。
- 地域メカニズムの開放性、包含性及び透明性の重要性を強調しつつ、様々な形態の地域協力の発展を歓迎する。
- 不安定を招くような武器及び軍事技術の売却及び移転をしないように促す。
- 海上交通の安全を維持する。

11. 世界における共通の戦略目標には、以下が含まれる。
- 国際社会における基本的人権、民主主義、法の支配といった基本的な価値を推進する。
  - 世界的な平和、安定及び繁栄を推進するために、国際平和協力活動や開発支援における日米のパートナーシップを更に強化する。
  - N P T、I A E Aその他のレジーム及びP S I等のイニシアティブの信頼性及び実効性を向上させること等を通じて、大量破壊兵器及びその運搬手段の削減と不拡散を推進する。
  - テロを防止し、根絶する。
  - 現在の機運を最大限に活用して日本の常任理事国入りへの希望を実現することにより、国連安全保障理事会の実効性を上させるための努力を連携させる。
  - 世界のエネルギー供給の安定性を維持・向上させる。

#### 日米の安全保障及び防衛協力の強化

12. 閣僚は、日米双方の安全保障及び防衛政策の発展のための努力に対し、支持と評価を表明した。日本の新たな防衛計画の大綱は、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応する能力、国際的な安全保障環境を改善するための積極的な取組及び日米同盟関係の重要性を強調している。米国は、幅広い国防の変革努力の中心的な要素の一つとして、不確実な安全保障環境において適切かつ戦略的な能力を保持し得るように世界的な軍事態勢の見直し及び強化を進めている。閣僚は、日米両国が共通の戦略目標を追求する上で、これらの努力が実効的な安全保障及び防衛協力を確保し、強化するものであることを確認した。
13. この文脈で、閣僚は、自衛隊及び米軍が多様な課題に対して十分に調整しつつ実効的に対処するための役割、任務、能力について、検討を継続する必要性を強調した。この検討は、日本の新たな防衛計画の大綱や有事法制、及び改正A C S Aや弾道ミサイル防衛における協力の進展といった最近の成果と発展を考慮して行われる。閣僚は、また、自衛隊と米軍との間の相互運用性を向上させることの重要性を強調した。
14. 閣僚は、この検討が在日米軍の兵力構成見直しに関する協議に資するべきものであるとの点で一致した。閣僚は、日本の安全の基盤及び地域の安定の礎石としての日米同盟を強化するために行われる包括的な努力の一環として、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議を強化することを決定した。この文脈で、双方は、沖縄を含む地元の負担を軽減しつつ在日米軍の抑止力を維持するとのコミットメントを確認した。閣僚は、事務当局に対して、これらの協議の結果について速やかに報告するよう指示した。
15. 閣僚は、また、地域社会と米軍との間の良好な関係を推進するための継続的努力の重要性を強調した。閣僚は、環境への適切な配慮を含む日米地位協定の運用改善や沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）最終報告の着実な実施が、在日米軍の安定的なプレゼンスにとって重要であることを強調した。
16. 閣僚は、現行の特別措置協定が2006年3月に終了することに留意しつつ、特別措置協定が在日米軍のプレゼンスを支援する上で果たす重要な役割にかんがみて、接受国支援を適切な水準で提供するための今後の措置について協議を開始することを決定した。

#### （2）2005年（平成17年）10月29日 「2+2」共同文書 日米同盟：未来のための変革と再編

日米同盟：  
未来のための変革と再編  
(仮訳)  
2005年10月29日  
ライス国務長官  
ラムズフェルド国防長官  
町村外務大臣  
大野防衛庁長官

#### I. 概観

日米安全保障体制を中心とする日米同盟は、日本の安全とアジア太平洋地域の平和と安定のために不可欠な基礎である。同盟に基づいた緊密かつ協力的な関係は、世界における課題に効果的に対処する上で重要な役割を果たしており、安全保障環境の変化に応じて発展しなければならない。以上を踏まえ、2002年12月の安全保障協議委員会以降、日本及び米国は、日米同盟の方向性を検証し、地域及び世界の安全保障環境の変化に同盟を適応させるための選択肢を作成するため、日米それぞれの安全保障及び防衛政策について精力的に協議した。

2005年2月19日の安全保障協議委員会において、閣僚は、共通の戦略目標についての理解に到達し、それらの目標を追求する上の自衛隊及び米軍の役割・任務・能力に関する検討を継続する必要性を強調した。また、閣僚は、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議を強化することとし、事務当局に対して、これらの協議の結果について速やかに報告するよう指示した。

本日、安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、新たに発生している脅威が、日本及び米国を含む世界中の国々の安全に影響を及ぼし得る共通の課題として浮かび上がってきた、安全保障環境に関する共通の見解を再確認した。また、閣僚は、アジア太平洋地域において不透明性や不確実性を生み出す課題が引き続き存在していることを改めて強調し、地域における軍事力の近代化に注意を払う必要があることを強調した。この文脈で、双方は、2005年2月19日の共同発表において確認された地域及び世界における共通の戦略目標を追求するために緊密に協力するとのコミットメントを改めて強調した。

閣僚は、役割・任務・能力に関する検討内容及び勧告を承認した。また、閣僚は、この報告に含まれた再編に関する勧告を承認した。これらの措置は、新たな脅威や多様な事態に対応するための同盟の能力を向上させるためのものであり、全体として地元に与える負担を軽減するものである。これによって、安全保障が強化され、同盟が地域の安定の礎石であり続けることが確保される。

## II. 役割・任務・能力

テロとの闘い、拡散に対する安全保障構想（P S I）、イラクへの支援、インド洋における津波や南アジアにおける地震後の災害支援をはじめとする国際的活動における二国間協力や、2004年12月の日本の防衛計画の大綱、弾道ミサイル防衛（BMD）における協力の進展、日本の有事法制、自衛隊の新たな統合運用体制への移行計画、米軍の変革と世界的な態勢の見直しといった、日米の役割・任務・能力に関する安全保障及び防衛政策における最近の成果と発展を、双方は認識した。

### 1. 重点分野

この文脈で、日本及び米国は、以下の二つの分野に重点を置いて、今日の安全保障環境における多様な課題に対応するための二国間、特に自衛隊と米軍の役割・任務・能力を検討した。

—日本の防衛及び周辺事態への対応（新たな脅威や多様な事態への対応を含む）

—国際平和協力活動への参加をはじめとする国際的な安全保障環境の改善のための取組

### 2. 役割・任務・能力についての基本的考え方

双方は、二国間の防衛協力に関連するいくつかの基本的考え方を確認した。日本の防衛及び周辺事態への対応に関連するこれらの考え方には以下が含まれる。

- ・二国間の防衛協力は、日本の安全と地域の平和と安定にとって引き続き死活的に重要である。
- ・日本は、弾道ミサイル攻撃やゲリラ、特殊部隊による攻撃、島嶼部への侵略といった、新たな脅威や多様な事態への対処を含めて、自らを防衛し、周辺事態に対応する。これらの目的のために、日本の防衛態勢は、2004年の防衛計画の大綱に従って強化される。
- ・米国は、日本の防衛のため、及び、周辺事態を抑止し、これに対応するため、前方展開兵力を維持し、必要に応じて兵力を増強する。米国は、日本の防衛のために必要なあらゆる支援を提供する。
- ・周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合、又は、両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るよう、日本の防衛及び周辺事態への対応に際しての日米の活動は整合を図るものとする。
- ・日本は、米軍のための施設・区域（以下、「米軍施設・区域」）を含めた接受国支援を引き続き提供する。また、日本は、日本の有事法制に基づく支援を含め、米軍の活動に対して、事態の進展に応じて切れ目がない支援を提供するための適切な措置をとる。双方は、在日米軍のプレゼンス及び活動に対する安定的な支持を確保するために地元と協力する。
- ・米国の打撃力及び米国によって提供される核抑止力は、日本の防衛を確保する上で、引き続き日本の防衛力を補完する不可欠のものであり、地域の平和と安全に寄与する。
- ・また、双方は、国際的な安全保障環境の改善の分野における役割・任務・能力に関連するいくつかの基本的考え方を以下のとおり確認した。
- ・地域及び世界における共通の戦略目標を達成するため、国際的な安全保障環境を改善する上での二国間協力は、同盟の重要な要素となった。この目的のため、日本及び米国は、それぞれの能力に基づいて適切な貢献を行うとともに、実効的な態勢を確立するための必要な措置をとる。
- ・迅速かつ実効的な対応のためには柔軟な能力が必要である。緊密な日米の二国間協力及び政策調整は、これに資する。第三国との間で行われるものも含む定期的な演習によって、このような能力を向上し得る。
- ・自衛隊及び米軍は、国際的な安全保障環境を改善するための国際的な活動に寄与するため、他国との協力を強化する。

加えて、双方は、新たな脅威や多様な事態に対処すること、及び、国際的な安全保障環境を改善することの重要性が増していることにより、双方がそれぞれの防衛力を向上し、かつ、技術革新の成果を最大限に活用することが求められていることを強調した。

### 3. 二国間の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例

双方は、あらゆる側面での二国間協力が、関連の安全保障政策及び法律並びに日米間の取組に従って強化されなければならないことを再確認した。役割・任務・能力の検討を通じ、双方は、いくつかの個別分野において協力を向上させることの重要性を強調した。

- ・防空
- ・弾道ミサイル防衛

- ・拡散に対する安全保障構想（P S I）といった拡散阻止活動
- ・テロ対策
- ・海上交通の安全を維持するための機雷掃海、海上阻止行動その他の活動
- ・搜索・救難活動
- ・無人機（U A V）や哨戒機により活動の能力と実効性を増大することを含めた、情報、監視、偵察（I S R）活動
- ・人道救援活動
- ・復興支援活動
- ・平和維持活動及び平和維持のための他国の取組の能力構築
- ・在日米軍施設・区域を含む重要インフラの警護
- ・大量破壊兵器（W M D）の廃棄及び除染を含む、大量破壊兵器による攻撃への対応
- ・補給、整備、輸送といった相互の後方支援活動。補給協力には空中及び海上における給油を相互に行うことが含まれる。輸送協力には航空輸送及び高速輸送艦（H S V）の能力によるものを含めた海上輸送を拡大し、共に実施することが含まれる。
- ・非戦闘員退避活動（N E O）のための輸送、施設の使用、医療支援その他関連する活動
- ・港湾・空港、道路、水域・空域及び周波数帯の使用

双方は、以上に明記されていない他の活動分野も同盟の能力にとって引き続き重要であることを強調した。上述の項目は、更なる向上のための鍵となる分野を強調したものであり、可能な協力分野を包括的に列挙することを意図したものではない。

#### 4. 二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化するための不可欠な措置

上述の役割・任務・能力に関する検討に基づき、双方は、更に、新たな安全保障環境において多様な課題に対処するため、二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化する目的で平時からとり得る不可欠な措置を以下のとおり特定した。また、双方は、実効的な二国間の協力を確保するため、これまでの進捗に基づき、役割・任務・能力を引き続き検討することの重要性を強調した。

##### ・緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整

双方は、定期的な政策及び運用面の調整が、戦略環境の将来の変化や緊急事態に対する同盟の適時かつ実効的な対応を向上させることを認識した。部隊戦術レベルから戦略的な協議まで、政府のあらゆるレベルで緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整を行うことは、不安定化をもたらす軍事力増強を抑制し、侵略を抑止し、多様な安全保障上の課題に対応する上で不可欠である。米軍及び自衛隊の間で共通の運用画面を共有することは、運用面での調整を強化するものであり、可能な場合に追求されるべきである。防衛当局と他の関係当局との間のより緊密な協力もますます必要となっている。この文脈で、双方は、1997年の日米防衛協力のための指針の下での包括的メカニズムと調整メカニズムの実効性を、両者の機能を整理することを通じて向上させる必要性を再確認した。

##### ・計画検討作業の進展

1997年の日米防衛協力のための指針が共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討の基礎となっていることを想起しつつ、双方は、安全保障環境の変化を十分に踏まえた上で、これらの検討作業が引き続き必要であることを確認した。この検討作業は、空港及び港湾を含む日本の施設を自衛隊及び米軍が緊急時に使用するための基礎が強化された日本の有事法制を反映するものとなる。双方は、この検討作業を拡大することとし、そのために、検討作業により具体性を持たせ、関連政府機関及び地方当局と緊密に調整し、二国間の枠組みや計画手法を向上させ、一般及び自衛隊の飛行場及び港湾の詳細な調査を実施し、二国間演習プログラムを強化することを通じて検討作業を確認する。

##### ・情報共有及び情報協力の向上

双方は、良く連携がとれた協力のためには共通の情勢認識が鍵であることを認識しつつ、部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で向上させる。この相互活動を円滑化するため、双方は、関連当局の間でより幅広い情報共有が促進されるよう、共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる。

##### ・相互運用性の向上

自衛隊が統合運用体制に移行するのに際して円滑な協力を確保するため、自衛隊及び米軍は、相互運用性を維持・強化するため定期的な協議を維持する。共同の運用のための計画作業や演習における継続的な協力は、自衛隊と米軍の司令部間の連接性を強化するものであり、安全な通信能力の向上はこのような協力に資する。

##### ・日本及び米国における訓練機会の拡大

双方は、相互運用性の向上、能力の向上、即応性の向上、地元の間での訓練の影響のより公平な分散及び共同の活動の実効性の増大のため、共同訓練及び演習の機会を拡大する。これらの措置には、日本における自衛隊及び米軍の訓練施設・区域の相互使用を増大することが含まれる。また、自衛隊要員及び部隊のグアム、アラスカ、ハワイ及び米本土における訓練も拡大される。

- 特に、グアムにおける訓練施設を拡張するとの米国の計画は、グアムにおける自衛隊の訓練機会の増大をもたらす。
- また、双方は、多国間の訓練及び演習への自衛隊及び米軍の参加により、国際的な安全保障環境の改善に対する貢献が高まるものであることを認識した。

##### ・自衛隊及び米軍による施設の共同使用

双方は、自衛隊及び米軍による施設の共同使用が、共同の活動におけるより緊密な連携や相互運用性の向上に寄与することを認識した。施設の共同使用のための具体的な機会については、兵力態勢の再編に関する勧告の中で述べられる（下記参

照)。

・弾道ミサイル防衛 (BMD)

BMDが、弾道ミサイル攻撃を抑止し、これに対して防御する上で決定的に重要な役割を果たすとともに、他者による弾道ミサイルの開発及び拡散を抑制することができることを強調しつつ、双方は、それぞれのBMD能力の向上を緊密に連携させることの意義を強調した。これらのBMDシステムを支援するため、弾道ミサイルの脅威に対応するための時間が限りなく短いことにかんがみ、双方は、不断の情報収集及び共有並びに高い即応性及び相互運用性の維持が決定的に重要であることを強調した。米国は、適切な場合に、日本及びその周辺に補完的な能力を追加的に展開し、日本のミサイル防衛を支援するためにその運用につき調整する。それぞれのBMD指揮・統制システムの間の緊密な連携は、実効的なミサイル防衛にとって決定的に重要となる。

双方は、1997年の日米防衛協力のための指針の下での二国間協力及び、適切な場合には、現在指針で取り上げられていない追加的な分野における二国間協力の実効性を強化し、改善することを確約した。

### III. 兵力態勢の再編

双方は、沖縄を含む地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するとの共通のコミットメントにかんがみて、在日米軍及び関連する自衛隊の態勢について検討した。安全保障同盟に対する日本及び米国における国民一般の支持は、日本の施設・区域における米軍の持続的なプレゼンスに寄与するものであり、双方は、このような支持を強化することの重要性を認識した。

#### 1. 指針となる考え方

検討に当たっては、双方は、二国間の役割・任務・能力についての検討を十分に念頭に置きつつ、日本における兵力態勢の再編の指針となるいくつかの考え方を設定した。

- ・アジア太平洋地域における米軍のプレゼンスは、地域の平和と安全にとって不可欠であり、かつ、日米両国にとって決定的に重要な中核的能力である。日本は、自らの防衛について主導的な役割を果たしつつ、米軍によって提供される能力に対して追加的かつ補完的な能力を提供する。米軍及び自衛隊のプレゼンスは、地域及び世界における安全保障環境の変化や同盟における役割及び任務についての双方の評価に伴って進展しなければならない。
- ・再編及び役割・任務・能力の調整を通じて、能力は強化される。これらの能力は、日本の防衛と地域の平和と安全に対する米国のコミットメントの信頼性を支えるものである。
- ・柔軟かつ即応性のある指揮・統制のための司令部間の連携向上や相互運用性の向上は、日本及び米国にとって決定的に重要な中核的能力である。この文脈で、双方は、在日米軍司令部が二国間の連携を強化する上で引き続き重要なことを認識した。
- ・定期的な訓練及び演習や、これらの目的のための施設・区域の確保は、兵力の即応性、運用能力及び相互運用性を確保する上で不可欠である。軍事上の任務及び運用上の所要と整合的な場合には、訓練を分散して行うことによって、訓練機会の多様性を増大することができるとともに、訓練が地元に与える負担を軽減するとの付随的な利益を得ることができる。
- ・自衛隊及び米軍の施設・区域の軍事上の共同使用は、二国間協力の実効性を向上させ、効率性を高める上で有意義である。
- ・米軍施設・区域には十分な収容能力が必要であり、また、平時における日常的な使用水準以上の収容能力は、緊急時の所要を満たす上で決定的に重要かつ戦略的な役割を果たす。この収容能力は、災害救援や被害対処の状況など、緊急時における地元の必要性を満たす上で不可欠かつ決定的に重要な能力を提供する。
- ・米軍施設・区域が人口密集地域に集中している場所では、兵力構成の再編の可能性について特別の注意が払われる。
- ・米軍施設・区域の軍民共同使用を導入する機会は、適切な場合に検討される。このような軍民共同使用の実施は、軍事上の任務及び運用上の所要と両立するものでなければならない。

#### 2. 再編に関する勧告

これまでに実施された精力的な協議に基づき、また、これらの基本的考え方から従って、日米安全保障条約及び関連取極を遵守しつつ、以下の具体案について国内及び二国間の調整が速やかに行われる。閣僚は、地元との調整を完了することを確約するとともに、事務当局に対して、これらの個別的かつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう指示した。これらの具体案は、統一的なパッケージの要素となるものであり、パッケージ全体について合意され次第、実施が開始されるものである。双方は、これらの具体案の迅速な実施に求められる必要な措置をとることの重要性を強調した。

- ・共同統合運用調整の強化

自衛隊を統合運用体制に変革するとの日本国政府の意思を認識しつつ、在日米軍司令部は、横田飛行場に共同統合運用調整所を設置する。この調整所の共同使用により、自衛隊と在日米軍の間の連接性、調整及び相互運用性が不斷に確保される。

- ・米陸軍司令部能力の改善

キャンプ座間の在日米陸軍司令部の能力は、展開可能で統合任務が可能な作戦司令部組織に近代化される。改編された司令部は、日本防衛や他の事態において迅速に対応するための追加的能力を有することになる。この新たな陸軍司令部とその不可分の能力を収容するため、在日米軍施設・区域について調整が行われる。また、機動運用部隊や専門部隊を一元的に運用する陸上自衛隊中央即応集団司令部をキャンプ座間に設置することが追求される。これにより司令部間の連携が強化される。この再編との関連で、キャンプ座間及び相模総合補給廠のより効果的かつ効率的な使用の可能性が探求される。

#### ・航空司令部の併置

現在府中に所在する日本の航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、横田飛行場において米第5空軍司令部と併置されることにより、防空及びミサイル防衛の司令部組織間の連携が強化されるとともに、上記の共同統合運用調整所を通じて関連するセンター情報が共有される。

#### ・横田飛行場及び空域

2009年に予定されている羽田空港拡張を念頭に置きつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するための措置が探求される。検討される選択肢には、米軍が管制を行っている空域の削減や、横田飛行場への日本の管制官の併置が含まれる。加えて、双方は、嘉手納のレーダー進入管制業務の移管プロセスの進捗を考慮する。あり得べき軍民共同使用のための具体的な条件や態様が、共同使用が横田飛行場の運用上の能力を損なってはならないことに留意しつつ、検討される。

#### ・ミサイル防衛

新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの日本における最適な展開地が検討される。このレーダーは、適時の情報共有を通じて、日本に向かうミサイルを迎撃する能力、及び、日本の国民保護や被害対処のための能力を支援する。さらに、米国の条約上のコミットメントを支援するため、米国は、適切な場合に、パトリオットPAC-3やスタンダード・ミサイル(SM-3)といった積極防御能力を展開する。

#### ・柔軟な危機対応のための地域における米海兵隊の再編

世界的な態勢見直しの一環として、米国は、太平洋における兵力構成を強化するためのいくつかの変更を行ってきている。これらの変更には、海兵隊の緊急事態への対応能力の強化や、それらの能力のハワイ、グアム及び沖縄の間での再分配が含まれる。これによって、個別の事態の性質や場所に応じて、適切な能力を伴った対応がより柔軟になる。また、これらの変更は、地域の諸国との戦略的な安全保障協力の増進を可能とするものであり、これにより、安全保障環境全般が改善される。この再編との関連で、双方は、沖縄の負担を大幅に軽減することにもなる相互に関連する総合的な措置を特定した。

○普天間飛行場移設の加速：沖縄住民が米海兵隊普天間飛行場の早期返還を強く要望し、いかなる普天間飛行場代替施設であっても沖縄県外での設置を希望していることを念頭に置きつつ、双方は、将来も必要であり続ける抑止力を維持しながらこれらの要望を満たす選択肢について検討した。双方は、米海兵隊兵力のプレゼンスが提供する緊急事態への迅速な対応能力は、双方が地域に維持することを望む、決定的に重要な同盟の能力である、と判断した。さらに、双方は、航空、陸、後方支援及び司令部組織から成るこれらの能力を維持するためには、定期的な訓練、演習及び作戦においてこれらの組織が相互に連携し合うことが必要であり続けるということを認識した。このような理由から、双方は、普天間飛行場代替施設は、普天間飛行場に現在駐留する回転翼機が、日常的に活動をともにする他の組織の近くに位置するよう、沖縄県内に設けられなければならないと結論付けた。

○双方は、海の深い部分にある珊瑚礁上の軍民共用施設に普天間飛行場を移設するという、1996年の沖縄に関する特別行動委員会(SACO)の計画に関連する多くの問題のために、普天間飛行場の移設が大幅に遅延していることを認識し、運用上の能力を維持しつつ、普天間飛行場の返還を加速できるような、沖縄県内での移設のあり得べき他の多くの選択肢を検討した。双方は、この作業において、以下を含む複数の要素を考慮した。

- ・近接する地域及び軍要員の安全
- ・普天間飛行場代替施設の近隣で起こり得る、将来的な住宅及び商業開発の態様を考慮した、地元への騒音の影響
- ・環境に対する悪影響の極小化
- ・平時及び緊急時において運用上及び任務上の所要を支援するための普天間飛行場代替施設の能力
- ・地元住民の生活に悪影響を与えるかねない交通渋滞その他の諸問題の発生を避けるために、普天間飛行場代替施設の中に必要な運用上の支援施設、宿泊及び関連の施設を含めること

○このような要素に留意しつつ、双方は、キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶL字型に普天間代替施設を設置する。同施設の滑走路部分は、大浦湾から、キャンプ・シュワブの南側海岸線に沿った水域へと辺野古崎を横切ることになる。北東から南西の方向に配置される同施設の下方部分は、滑走路及びオーバーランを含み、護岸を除いた合計の長さが1800メートルとなる。格納庫、整備施設、燃料補給用の棧橋及び関連設備、並びに新たな施設の運用上必要なその他の航空支援活動は、代替施設のうち大浦湾内に建設される予定の区域に置かれる。さらに、キャンプ・シュワブ区域内の施設は、普天間飛行場に関連する活動の移転を受け入れるために、必要に応じて、再編成される。（参照：2005年10月26日のイニシャルされた概念図）

○両政府は、普天間飛行場に現在ある他の能力が、以下の調整が行われた上で、SACO最終報告にあるとおり、移設され、維持されることで一致した。

- ・SACO最終報告において普天間飛行場から岩国飛行場に移駐されることとなっているKC-130については、他の移駐先として、海上自衛隊鹿屋基地が優先して、検討される。双方は、最終的な配置の在り方については、現在行われている運用上及び技術上の検討を基に決定することとなる。
- ・緊急時における航空自衛隊新田原基地及び築城基地の米軍による使用が強化される。この緊急時の使用を支援するため、これらの基地の運用施設が整備される。また、整備後の施設は、この報告の役割・任務・能力の部分で記載されている、拡大された二国間の訓練活動を支援することとなる。
- ・普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のため、緊急時における米軍による民間施設の使用を改善する。

○双方は、上述の措置を早期に実現することが、長期にわたり望まれてきた普天間飛行場返還の実現に加えて、沖縄における海兵隊のプレゼンスを再編する上で不可欠の要素であることを認識した。

○兵力削減：上記の太平洋地域における米海兵隊の能力再編に関連し、第3海兵機動展開部隊(III MEF)司令部はグアム及び他の場所に移転され、また、残りの在沖縄海兵隊部隊は再編されて海兵機動展開旅団(MEB)に縮小される。この沖縄における再編は、約7000名の海兵隊将校及び兵員、並びにその家族の沖縄外への移転を含む。これらの

要員は、海兵隊航空団、戦務支援群及び第3海兵師団の一部を含む、海兵隊の能力（航空、陸、後方支援及び司令部）の各組織の部隊から移転される。

- 日本国政府は、このような兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、米国政府と協力して、これらのグアムへの移転を実現可能とするための適切な資金的その他の措置を見出すための検討を行う。
- 土地の返還及び施設の共同使用：上記の普天間飛行場移設及び兵力削減が成功裡に行われることが、兵力の更なる統合及び土地の返還を可能にすることを認識しつつ、双方は、沖縄に残る海兵隊部隊を、土地の総面積を縮小するよう統合する構想について議論した。これは、嘉手納飛行場以南の人口が集中している地域にある相当規模の土地の返還を可能にする。米国は、日本国政府と協力して、この構想の具体的な計画を作成し、実施する意思を強調した。
- さらに、自衛隊がアクセスを有する沖縄の施設が限られており、またその大半が都市部にあることを認識しつつ、米国は、日本国政府と協力して、嘉手納飛行場、キャンプ・ハンセンその他の沖縄にある米軍施設・区域の共同使用を実施する意思も強調した。このような共同使用は、この報告の役割・任務・能力の部分に記述されているように、共同訓練並びに自衛隊及び米軍の間の相互運用性を促進し、それにより、全体的な同盟の能力を強化するものと双方は考える。
- S A C O最終報告の着実な実施：双方は、この文書における勧告によって変更されない限りにおいて、S A C O最終報告の着実な実施の重要性を確認した。
  - ・空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐

米空母及び艦載機の長期にわたる前方展開の能力を確保するため、空母艦載ジェット機及びE-2C飛行隊は、厚木飛行場から、滑走路移設事業終了後には周辺地域の生活環境への影響がより少ない形で安全かつ効果的な航空機の運用のために必要な施設及び訓練空域を備えることとなる岩国飛行場に移駐される。岩国飛行場における運用の増大による影響を緩和するため、以下の関連措置がとられる。

- 海上自衛隊E P-3、O P-3、U P-3飛行隊等の岩国飛行場から厚木飛行場への移駐。
- すべての米海軍及び米海兵隊航空機の十分な即応性の水準の維持を確保するための訓練空域の調整。
- 空母艦載機離発着訓練のための恒常的な訓練施設の特定。それまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機離発着訓練を実施する。日本国政府は、米海軍航空兵力の空母艦載機離発着訓練のために受け入れ可能な恒常的な訓練施設を提供するとのコミットメントを再確認する。
- KC-130を受け入れるために海上自衛隊鹿屋基地において必要な施設の整備。これらの施設は、同盟の能力及び柔軟性を増大するために、日本の他の場所からの追加的な自衛隊又は米軍のC-130又はP-3航空機の一時的な展開を支援するためにも活用される。
- 岩国飛行場に配置される米海軍及び米海兵隊部隊、並びに民間航空の活動を支援するために必要な追加的施設、インフラ及び訓練区域の整備。
  - ・訓練の移転

この報告で議論された二国間の相互運用性を向上させる必要性に従うとともに、訓練活動の影響を軽減するとの目標を念頭に、嘉手納飛行場を始めとして、三沢飛行場や岩国飛行場といった米軍航空施設から他の軍用施設への訓練の分散を拡大することに改めて注意が払われる。

- ・在日米軍施設の収容能力の効率的使用

在日米軍施設の収容能力の効率的使用に関連して、米国と日本国政府及び地元との協力を強化するための機会が、運用上の要請及び安全性と整合的な場合に追求される。例えば、双方は、災害救援や被害対処といった緊急時における地元の必要性を満たすため、相模総合捕縛廠の収容能力を活用する可能性を探求する。

この報告の他の部分で取り扱われなかった米軍施設・区域及び兵力構成における将来の変更は、日米安全保障条約及びその関連取締の下での現在の慣行に従って取り扱われる。

### （3）平成17年10月29日に実施された日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について

平成17年10月29日に実施された日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について

平成17年11月11日  
閣議決定

- 1 日米安全保障体制は、我が国の安全の確保にとって必要不可欠であり、アジア太平洋地域の平和と安定の維持にも寄与している。また、日米安全保障体制を基調とする日米両国の協力関係は安全保障面における国際的取組を効果的に進める上で重要である
- 2 日米両国政府は、平成14年12月の日米安全保障協議委員会以降、新たな安全保障環境の下、日米同盟関係を強化するための方向性につき協議を行い、本年2月の日米安全保障協議委員会において、共通の戦略目標を確認した。これを踏まえ、日米両国政府は、自衛隊及び米軍の役割・任務・能力とともに、米軍の施設及び区域が所在する地元の負担の軽減を図りつつ、在日米軍の抑止力を維持するという観点から、在日米軍の兵力構成見直しについて、真剣かつ精力的に検討を行ってきた。  
去る10月29日に開催された日米安全保障協議委員会において、自衛隊及び米軍の役割・任務・能力及び在日米軍の兵力構成見直しについての勧告が承認された。
- 3 日米両国政府においては、引き続き検討が重ねられ、平成18年3月までに在日米軍の兵力構成見直しについての具体的措

置を含む最終的な取りまとめを行い、日米安全保障協議委員会に報告することとしている。

政府としては、こうした検討を一層促進するとともに、当該検討に基づく具体的措置の的確かつ迅速な実施を確保するための方策に関し、総合的な観点から必要な措置を講ずることについて検討する。

#### (4) 2006年（平成18年）5月1日 「2+2」 共同文書 再編実施のための日米のロードマップ

##### 再編実施のための日米のロードマップ（仮訳）

2006年5月1日

ライス国務長官  
ラムズフェルド国防長官  
麻生外務大臣  
額賀防衛庁長官

##### 概観

2005年10月29日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、その文書「日米同盟：未来のための変革と再編」において、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書において、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別のかつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう」指示した。この作業は完了し、この文書に反映されている。

##### 再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005年10月29日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

##### 実施に関する主な詳細

###### 1. 沖縄における再編

###### (a) 普天間飛行場代替施設

- 日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1800メートルとなる（別添の2006年4月28日付概念図参照）。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。
- 合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。
- 普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。
- 普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。
- 普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。
- 民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。
- 普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。
- 米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

###### (b) 兵力削減とグアムへの移転

- 約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。
- 対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。
- 沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。
- 第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、

グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル（2008米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。

(c) 土地の返還及び施設の共同使用

- ・普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に統一して、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。
- ・双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。
  - キャンプ桑江：全面返還。
  - キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
  - 普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。
  - 牧港補給地区：全面返還。
  - 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。
  - 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。
- ・返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。
- ・SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACOによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。
- ・キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能となる。
- ・航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

(d) 再編案間の関係

- ・全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。
- ・特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。
- ・沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、(1) 普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2) グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

2. 米陸軍司令部能力の改善

- ・キャンプ座間の米陸軍司令部は、2008米会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012年度（以下、日本国の会計年度）までにキャンプ座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ座間のキャスター・ヘリポートに出入りすることができる。
- ・在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される。
- ・この改編に関連して、キャンプ座間及び相模総合補給廠の効率的かつ効果的な使用のための以下の措置が実施される。
  - 相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため（約15ヘクタール）、また、道路及び地下を通る線路のため（約2ヘクタール）に返還される。影響を受ける住宅は相模原住宅地区に移設される。
  - 相模総合補給廠の北西部の野積場の特定の部分（約35ヘクタール）は、緊急時や訓練目的に必要である時を除き、地元の使用に供される。
- キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部（1.1ヘクタール）は、影響を受ける住宅のキャンプ座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べき追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。

3. 横田飛行場及び空域

- ・航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、2010年度に横田飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画は、施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。
- ・横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行う機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。
- ・軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するため、以下の措置が追求される。
  - 民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既存の手続について情報提供するプログラムを2006年度に立ち上げる。
  - 横田空域の一部について、2008年9月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は、2006年10月までに特定

される。

◦ 横田空域の一部について、軍事上の目的に必要でないときに管制業務の責任を一時的に日本国に当局に移管するための手続を2006年度に作成する。

◦ 日本における空域の使用に関する、民間及び（日本及び米国の）軍事上の所要の将来の在り方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討する。この検討は、嘉手納レーダー進入管制業務の移管の経験から得られる教訓や、在日米軍と日本の管制官の併置の経験から得られる教訓を考慮する。この検討は2009年度に完了する。

- 日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から12か月以内に終了する。
  - この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全及び軍事運用上の能力を損なってはならないとの共通の理解の下で行われる。
  - 両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共同使用に関する適切な決定を行う。

#### 4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- 第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、E A-6 B、E -2 C 及びC-2 航空機から構成され、
  - (1) 必要な施設が完成し、(2) 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。
- 厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊E P-3、O P-3、U P-3 飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。
- KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。
- 海兵隊CH-53Dヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。
- 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機（隣接する空域内のものを含む）の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。
- 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。
- 将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

#### 5. ミサイル防衛

- 双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。
- 新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの最適な展開地として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運用可能となる2006年夏までに、必要な措置や米側の資金負担による施設改修が行われる。
- 米国政府は、Xバンド・レーダーのデータを日本国政府と共有する。
- 米軍のパトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。

#### 6. 訓練移転

- 双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。
- 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。
- 日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。
- 移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。
- 一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。

- ・共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。
- ・日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

#### (5) 在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について

##### 在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について

平成18年5月30日  
閣議決定

- 1 日米両国政府は、自衛隊及び米軍の役割・任務・能力並びに在日米軍の兵力構成見直しについて協議を進め、平成17年10月29日の日米安全保障協議委員会において、これらに関する勧告が承認された。日米両国政府は、引き続き協議を進め、平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において、在日米軍の兵力構成見直し等についての具体的な措置（以下「再編関連措置」という。）を含む最終取りまとめが承認された。
- 2 新たな安全保障環境において、引き続き我が国の安全を確保し、アジア太平洋地域の平和と安定を維持していくためには、日米安全保障体制を維持・発展させていくことが重要である。在日米軍の駐留は日米安全保障体制の中核であり、米軍の使用する施設・区域の安定的な使用を確保する必要がある。  
米軍の使用する施設・区域が沖縄県に集中し、また、本土においても施設・区域の周辺で市街化が進み、住民の生活環境や地域振興に大きな影響を及ぼしている。こうした現状を踏まえると、幅広い国民の理解と協力を得て今後とも施設・区域の安定的な使用を確保し、日米安全保障体制を維持・発展させるためには、抑止力を維持しつつ地元の負担を軽減することが重要である。
- 3 最終取りまとめには、米軍の使用する施設・区域が集中する沖縄県からの約8000名の海兵隊要員の削減、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設、嘉手納飛行場以南の人口が密集している地域の相当規模の土地の返還（普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設等の全面返還を含む。）、横田飛行場における航空自衛隊航空総隊司令部の併置等による司令部間の連携強化、キャンプ座間における在日米陸軍司令部の改編、航空自衛隊車力分屯基地への弾道ミサイル防衛のための米軍のレーダー・システムの配置、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐、キャンプ座間及び相模総合補給廠の一部返還、訓練の移転等の具体的な措置が盛り込まれている。  
これらの再編関連措置については、最終取りまとめに示された実施時期を踏まえつつ、着実に実施していくものとする。
- 4 我が国の平和と安全を保つための安全保障体制の確保は政府の最も重要な施策の一つであり、政府が責任をもって取り組む必要がある。その上で、再編関連措置を実施する際に、地元地方公共団体において新たな負担を伴うものについては、かかる負担を担う地元地方公共団体の要望に配慮し、我が国の平和と安全への大きな貢献にこたえるよう、地域振興策等の措置を実施するものとする。  
また、返還跡地の利用の促進及び駐留軍従業員の雇用の安定確保等について、引き続き、全力で取り組むものとする。
- 5 沖縄県に所在する海兵隊部隊のグアムへの移転については、米軍の使用する施設・区域が集中する沖縄県の負担の軽減にとって極めて重要であり、我が国としても所要の経費を分担し、これを早期に実現するものとする。
- 6 政府としては、このような考え方の下、法制面及び経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずることとする。他方、厳しい財政事情の下、政府全体として一層の経費の節減合理化を行う中で、防衛関係費においても、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な防衛力整備に努める。「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」（平成16年12月10日閣議決定）については、在日米軍の兵力構成見直し等の具体的な内容を踏まえ、再編関連措置に要する経費全体の見積もりが明確となり次第、見直すものとする。
- 7 普天間飛行場の移設については、平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会において承認された案を基本として、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の立場並びに普天間飛行場の移設に係る施設、使用協定、地域振興等に関するこれまでの協議の経緯を踏まえて、普天間飛行場の危険性の除去、周辺住民の生活の安全、自然環境の保全及び事業の実行可能性に留意して進めるこことし、早急に代替施設の建設計画を策定するものとする。  
具体的な代替施設の建設計画、安全・環境対策及び地域振興については、沖縄県及び関係地方公共団体と協議機関を設置して協議し、対応するものとする。これに伴い、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成11年12月28日閣議決定）は廃止するものとする。  
なお、平成18年度においては、上記の政府方針に定める「II 地域の振興について」に基づく事業については実施するものとする。

#### (6) 2007年（平成19年）5月1日「2+2」共同発表 同盟の変革：日米の安全保障及び防衛協力の進展

共同発表  
日米安全保障協議委員会  
同盟の変革：  
日米の安全保障及び防衛協力の進展  
(仮訳)

2007年5月1日

ライス国務長官  
ゲイツ国防長官  
麻生外務大臣  
久間防衛大臣

## I. 概観

日米安全保障関係は、日本の防衛の基盤であり、アジア太平洋地域の平和及び安全の要である。安全保障協議委員会（S C C）の構成員たる閣僚は、過去2年間の安全保障協議委員会の会合及び発表文において示された展望に従って、二国間の安全保障及び防衛協力が近年進展していることを歓迎した。2006年7月のミサイル発射及び同年10月の核実験を含む北朝鮮による挑発は、常に変化する安全保障環境において同盟が引き続き有効であることを確保するためには、日米同盟の変革が重要であるということを明確に認識させるものである。

閣僚は、現在の拡大する日米協力が、数年前に始まった同盟の更新及び強化のためこれまでの努力によって可能となつたように、両国が現在同盟に対して行う投資によって、平和及び安全に対する将来の課題に対して、同盟が効果的に対応することが可能となることを認識した。

さらに、閣僚は、相互協力及び安全保障条約の伝統的な役割の重要性を強調した。同条約は、日本政府に対する米国の安全保障を確かなものとしつつ、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスを可能としてきた。米国の拡大抑止は、日本の防衛及び地域の安全保障を支えるものである。米国は、あらゆる種類の米国の軍事力（核及び非核の双方の打撃力及び防衛能力を含む。）が、拡大抑止の中核を形成し、日本の防衛に対する米国のコミットメントを裏付けることを再確認した。

この文脈において、閣僚は、新たに発生している安全保障上の課題に対して、より効果的に対応するために、二国間の情報協力及び情報共有を拡大し深化する必要性を強調した。閣僚は、また、秘密を保護するためのメカニズムを強化することとした。

安倍晋三総理大臣及びジョージ・W・ブッシュ大統領は、2006年11月18日に会談し、日米二国間の安全保障協力、特に弾道ミサイル防衛（BMD）の分野における協力の検討を求め、2007年4月27日の首脳会談においてその重要性を改めて強調した。閣僚は、本日、共通戦略目標及び同盟の変革の文脈において、この議題に焦点を当てた。

閣僚は、また、日本の防衛組織の庁から省への移行及び自衛隊の国際平和協力活動の本来任務化を歓迎した。

## II. 共通戦略目標

日本及び米国は、国際社会において基本的人権、民主主義、法の支配といった基本的価値を促進することを確約している。2005年2月19日、閣僚は、二国間の協力を進展させるための広範な基礎となる共通戦略目標を特定した。

本日の会合において、閣僚は、現在の国際安全保障環境を考慮しつつ、これらの共通戦略目標へのコミットメントを再確認した。この文脈において、閣僚は、2007年2月13日、第5回六者会合において採択された「共同声明の実施のための初期段階の措置」を歓迎し、北朝鮮が同文書に記されたコミットメントを速やかに実施するよう促した。

閣僚は、今般の協議において、両国の利益を進展させる以下の戦略目標を強調した。

- ・六者会合を通じて朝鮮半島の非核化を達成し、また、その他の分野での進展を展望した2005年9月19日の共同声明を完全に実施する。これには、北朝鮮と米国及び日本との国交正常化、拉致問題といった人道上の問題の解決、北東アジアの恒久的な平和及び安定のための共同の努力に対する六者すべてのコミットメントが含まれる。
- ・すべての国連加盟国が国連憲章第7章下の決議である国連安保理決議第1718号の規定を遵守する義務を引き続き有していることに留意しつつ、同決議の迅速かつ完全な実施を達成する。
- ・地域及び世界の安全保障に対する中国の貢献の重要性を認識しつつ、中国に対して、責任ある国際的なステークホルダーとして行動すること、軍事分野における透明性を高めること、及び、表明した政策と行動との間の一貫性を維持することを更に促す。
- ・アジア太平洋経済協力（A P E C）が地域の安定、安全及び繁栄の促進において果たす極めて重要な役割を認識し、A P E Cを卓越した地域経済フォーラムとして強化するための協力を増進する。
- ・東南アジアにおいて民主的価値、良き統治、法の支配、人権、基本的自由及び統合された市場経済を促進するとの東南アジア諸国連合（A S E A N）の努力を支援し、また、二国間及びA S E A N地域フォーラムを通じ、非伝統的及び国境を越える重大な安全保障上の問題についての地域の能力及び協力を構築する。
- ・共有する民主的価値及び利益に基づき、安全保障及び防衛の分野を含め、地域及び世界において、米国、日本及び豪州の三国間協力を更に強化する。
- ・インドの継続的な成長が地域の繁栄、自由及び安全に密接に繋がっていることを認識しつつ、共通の利益の分野を進展させ協力を強化するため、インドとのパートナーシップを引き続き強化する。

- ・アフガニスタンの成功裡の経済復興及び政治的安定を確保する。これは、より広範な地域の安全の確保及びテロリズムの打破のために不可欠である。その目的のため、日米両国は、復興、開発及び安全保障を必要とするアフガニスタンの移行を支援することを確約している。
- ・自らを統治し、防衛し、持続させる能力を持ち、テロとの闘いの同盟国にとどまる、統一された民主的なイラクの建設に貢献する。
- ・イランに国際原子力機関（IAEA）の要求を完全に遵守させることを目的とする国連安保理決議第1737号及び第1747号の迅速かつ完全な実施を達成する。両国は、中東におけるイランの行動に関して国際社会が引き続き有する懸念に留意しつつ、イランがテロの問題に関して責任ある姿勢を示すことにより国際社会においてより積極的な役割を果たすべきであるとの見解で一致している。
- ・北大西洋条約機構（NATO）の平和及び安全への世界的な貢献と日米同盟の共通戦略目標とが一致し、かつ、補完的であることを認識しつつ、より広範な日本とNATOとの協力を達成する。

### III. 役割・任務・能力

2005年10月29日、安全保障協議委員会は、自衛隊及び米軍の役割・任務・能力に関するイニシアティブを示した文書「日米同盟：未来のための変革と再編」を承認した。同文書に示された安全保障に関する事項を遂行することは、現在の安全保障環境における多様な課題に対応する同盟の能力にとって不可欠である。

閣僚は、この同盟の変革に関する構想に沿った役割・任務・能力の進展を確認するとともに、以下を強調した。

- ・自衛隊による国際平和維持活動、国際緊急援助活動及び周辺事態への対応の本来任務化。これは、国際安全保障環境の改善への日本の貢献の重要性に対する関心の高まりを反映するものである。この文脈において、閣僚は、イラクの復興努力に対する自衛隊の支援及びインド洋で活動する諸外国の軍隊等に対する自衛隊の支援につき議論した。
- ・変化する安全保障環境を反映し、また、地域の危機において共に行動する自衛隊及び米軍がより良い態勢をとるための、より具体的な計画検討作業の持続的な進展。そのような計画検討作業には広範な機能及び分野において更なる調整が必要とされることから、関係省庁の計画検討作業過程への積極的な参加が引き続き極めて重要である。
- ・軍事情報包括保護協定（GSOMIA）としても知られる、秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する両政府間の実質的合意。GSOMIAは、情報交換を円滑化し、情報並びに防衛装備計画及び運用情報の共有に資する情報保全のための共通の基礎を確立するものである。
- ・二国間の化学・生物・放射線・核（CBRN）防護作業部会の設立。これは、大量破壊兵器による攻撃を受けた場合に運用能力の持続を確保するべく、CBRN兵器に対する自衛隊及び米軍部隊の即応態勢及び相互運用性を改善することに着実な進展を図るものである。
- ・危機及びそれ以前における、政策、運用、情報及び広報に係る方針を調整するための、柔軟な二国間の省庁間調整メカニズムの構築。
- ・相互運用性を強化し同盟の役割・任務・能力を推進させるための、二国間の共同訓練の実施。

閣僚は、日本及び地域の安全保障にとって米軍のプレゼンスが重要性を増していることを認識しつつ、同盟の変革の成功を確保するための適切な資源が必要であることを強調した。両同盟国は、また、同盟の能力を改善し、かつ、在日米軍のプレゼンスを維持するための資源を確保すべく最善の努力を払う。

### IV. 再編ロードマップの実施

閣僚は、2006年5月の安全保障協議委員会文書「再編実施のための日米のロードマップ」に記されている再編案を着実に実施する決意を再確認した。これらの再編案は、実施されれば、安全保障同盟に対する日米両国民一般の支持を強化することになる。

閣僚は、「ロードマップ」に記されている以下を含む再編案に係るこれまでの進展を確認し、評価した。

- ・2006年6月の再編案の実施を総括する二国間調整メカニズムの創設。
- ・再編案の早期実施を円滑化するために必要な法案及び予算に関する日本の国会の審議等。
- ・普天間飛行場代替施設の専門技術的設計に関する取組及びキャンプ・シュワブ沖での海域調査の開始。
- ・以下のような第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の2014年までの沖縄からグアムへの移転に向けた重要な協力。  
・グアムにおける施設の計画及び開発を統括するグアム統合計画室の米国による設置及び予算措置。
- ・米海兵隊の沖縄からグアムへの移転に向けた環境影響評価書の準備のための計画通知（Notice of Intent）を含む、

米国の環境影響評価手続の開始。

- ・第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転に関する日本の資金的コミットメントの一部を実現するために、日本政府の指示の下、適切な措置をとる権限を国際協力銀行（J B I C）に付与する上述の法案の日本の国会への提出。
- ・2007年3月の航空機の訓練移転の開始。
- ・横田空域の柔軟な使用に関する措置の2006年9月の実施、並びに、2008年9月までに管制業務を日本に返還する横田空域の範囲及び横田レーダー進入管制業務における自衛隊管制官併置に関する2006年10月の合意。これらの措置は、軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行の円滑化を促進するものである。
- ・「ロードマップ」に明示されている横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関するスタディ・グループの2006年10月の立ち上げ。

閣僚は、「ロードマップ」に従って、目標の2014年までに普天間飛行場代替施設を完成させることができ、第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転及びそれに続く沖縄に残る施設・区域の統合を含む、沖縄における再編全体の成功裡かつ時宜に適った実施のための鍵であることを再確認した。閣僚は、統合のための詳細な計画に関する重要な進展を認識し、その完成に向けて引き続き緊密に協議するよう事務当局に指示した。

閣僚は、また、1996年の沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）最終報告の合意事項の実施が継続的に進展していることを評価した。これには、2006年9月の瀬名波通信施設の返還並びに2006年12月の楚辺通信施設及び読谷補助飛行場の返還が含まれており、これは合計で300ヘクタール（750エーカー）以上になる。

#### V. BMD及び運用協力の強化

同盟のBMD能力は、同盟の全体的な抑止の態勢に貢献するものであり、日米のシステムが効果的に共同運用できる程度に応じて強化される。閣僚は、両国が能力を整備し、配備するに際して、戦術面、運用面及び戦略面での調整を確保するためにあらゆる努力が払われなければならないことを確認した。そうした観点から、日米は、同盟の利益に対する弾道ミサイルの脅威に対処するに当たって、緊密に調整しつつ適切な措置をとる。

この文脈において、閣僚は、以下の分野の運用協力を強調した。

- ・運用協力を強化するため、二国間の計画検討作業は、今日及び予見可能な将来におけるミサイル防衛能力を考慮しなければならない。この目的のため、米軍及び自衛隊は、弾道ミサイルの脅威に対するミサイル防衛及び関連作戦の実施に当たっての構想、役割及び任務を相互に明確にする。同時に、政策レベルで、BMDの運用に係る政策指針が明確かつ最新のものとなっていることを確保する。
- ・2005年10月29日、安全保障協議委員会は、共同統合運用調整所の構築を指示した。2006年6月－7月の北朝鮮のミサイルによる挑発が行われている間、日米は、自衛隊の連絡官が配された横田飛行場の暫定的な調整施設を通じてのものを含め、適時に情報を交換した。変化する状況につき双方が共通の認識を持つことを確保するに当たって、この施設が収めた成功は、横田飛行場における共同統合運用調整所の設置を通じたものを含め、二国間の政策・運用調整の継続的な向上の重要性を実証した。
- ・自衛隊及び米軍の状況認識を改善する重要性を認識しつつ、双方は、BMD運用情報及び関連情報を直接相互にリアルタイムで、常時共有することを確約している。双方は、また、二国間の共通の運用画面を構築する。
- ・双方は、同盟の役割・任務・能力の支援のために共有されるべき、より広範な運用情報及びデータを特定するために、包括的な情報共有ロードマップを策定する。

#### VI. BMDシステム能力の向上

閣僚は、ミサイル防衛に関する過去の同盟の決定が、近年の加速化された協力と相まって、地域におけるBMD能力を強化してきたことを評価した。

閣僚は、以下を含む、重要な進展を強調した。

- ・米国Xバンド・レーダー・システムの日本の航空自衛隊車力分屯基地への配備及び運用。これは、米国によるレーダー・データの自衛隊への提供を伴う。
- ・日本の嘉手納飛行場への米国P A C - 3 大隊の配備及び運用。
- ・米太平洋艦隊の前方展開された海軍部隊に対するスタンダード・ミサイル（SM-3）防衛能力の最近及び今後の継続的な追加。
- ・日本のイージス艦へのSM-3能力付与のための改修を促進するとの日本の決定。日本は、護衛艦「こんごう」の改修を2007年末までに完了するほか、護衛艦「ちょうかい」、「みょうこう」及び「きりしま」の改修についても前倒し

を図る。

- ・PAC-3配備の前倒しを図るとの日本の決定。これにより、最初のPAC-3高射隊が2007年3月に配備され、16個のPAC-3高射隊が2010年初頭までに配備されるとの見通しが得られた。
- ・次世代型SM-3迎撃ミサイルの日米共同開発についての優先的な取扱い。技術の移転に関する枠組みについて双方が基本的に合意したことにより、この計画及び将来の日米の技術協力計画の進展を促進することになる。

閣僚は、安全保障及び防衛協力のための同盟の変革を進展させることができ、地域及び世界の平和及び安全に貢献することを確認した。

#### (7) 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（略称：在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定）

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づく日米安全保障体制が共通の安全保障上の目標を達成するための基礎であることを確認し、

二千六年五月一日の日米安全保障協議委員会の会合において、関係閣僚が、安全保障協議委員会文書「再編の実施のための日米ロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）に記載された再編案の実施が同盟関係における協力において新たな段階をもたらすものであり、かつ、沖縄県を含む地域社会の負担を軽減し、もって安全保障上の同盟関係に対する国民の支持を高める基礎を提供するものであると認識したことを想起し、

グアムが合衆国海兵隊部隊の前方での駐留のために重要であって、その駐留がアジア太平洋地域における安全保障についての合衆国の約束に保証を与え、かつ、この地域における抑止力を強化するものであると両政府が認識していることを強調し、

ロードマップにおいて、沖縄における再編との関係で兵力の削減及びグアムへの移転の重要性が強調され、並びに第三海兵機動展開部隊の要員約八千人及びその家族約九千人が部隊としての一体性を維持するような方法で二千十四年までに沖縄からグアムに移転することが記載されていることを再確認し、また、このような移転が嘉手納飛行場以南の施設及び区域の統合並びに土地の返還を実現するものであることを認識し、

ロードマップにおいて、合衆国海兵隊CH-53Dヘリコプターは第三海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に海兵隊岩国飛行場からグアムに移転し、KC-130飛行隊はその司令部、整備のための施設及び家族のための施設と共に海兵隊岩国飛行場を本拠とし、並びにその航空機は訓練又は運用のために海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに交替で定期的に展開することが記載されていることを想起し、

ロードマップにおいて、第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及び基盤の整備に係る費用の見積額百二億七千万合衆国ドル（一〇,二七〇,〇〇〇,〇〇〇ドル）のうち、日本国は、沖縄県の住民が同部隊の移転が速やかに実現されることを強く希望していることを認識して、同部隊の移転を可能とするようグアムにおける施設及び基盤を整備するため、合衆国の二千八会計年度ドルで二十八億合衆国ドル（二,八〇〇,〇〇〇,〇〇〇ドル）の直接的に提供する資金を含む六十億九千万合衆国ドル（六,〇九〇,〇〇〇,〇〇〇ドル）を提供することが記載されていることを再確認し、

また、合衆国は、グアムへの移転のための施設及び基盤の整備に係る費用の残額、すなわち、合衆国の二千八会計年度ドルで算定して三十一億八千万合衆国ドル（三,一八〇,〇〇〇,〇〇〇ドル）の財政支出に道路の整備のための約十億合衆国ドル（一,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇ドル）を加えた額を拠出することがロードマップに記載されていることを再確認し、

ロードマップにおいて、その全体が一括の再編案となっている中で、沖縄に関連する再編案は、相互に関連していること、すなわち、嘉手納飛行場以南の施設及び区域の統合並びに土地の返還は、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転を完了することにかかるており、並びに同部隊の沖縄からグアムへの移転は、（1）普天間飛行場の代替施設の完成に向けての具体的な進展並びに（2）グアムにおいて必要となる施設及び基盤の整備に対する日本国資金面での貢献にかかることが記載されていることを想起して、

次のとおり協定した。

#### 第一条

1 日本国政府は、第九条1の規定に従い、アメリカ合衆国政府に対し、第三海兵機動展開部隊の要員約八千人及びその家族約九千人の沖縄からグアムへの移転（以下「移転」という。）のための費用の一部として、合衆国の二千八会計年度ドルで二十八億合衆国ドル（二,八〇〇,〇〇〇,〇〇〇ドル）の額を限度として資金の提供を行う。

2 日本国の各会計年度において予算に計上されるべき日本国が提供する資金の額は、両政府間の協議を通じて日本国政府が決定し、及び日本国各会計年度において両政府が締結する別途の取極（以下「別途の取極」という。）に記載する。

#### 第二条

アメリカ合衆国政府は、第九条2の規定に従い、グアムにおける施設及び基盤を整備する同政府の事業への資金の拠出を含む移転のために必要な措置をとる。

#### 第三条

移転は、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展にかかる。日本国政府は、アメリカ合衆国政府との緊密な協力により、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設を完成する意図を有する。

#### 第四条

アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子を、グアムにおける施設及び基盤を整備する

移転のための事業にのみ使用する。

#### 第五条

アメリカ合衆国政府は、日本国の提供する資金が拠出される移転のための事業に係る調達を行う過程に参加するすべての者が公正、公平かつ衡平に取り扱われることを確保する。

#### 第六条

日本国政府は日本国防衛省を実施当局に指定し、アメリカ合衆国政府はアメリカ合衆国国防省を実施当局に指定する。両政府は、実施当局が従うべき実施のための指針及び次条1（a）に規定する個別の事業について専門家間で協議を行う。そのような協議を通じて、アメリカ合衆国政府は、日本国政府が当該事業の実施に適切な方法で関与することを確保する。

#### 第七条

- 1 (a) 日本国の各会計年度において日本国が提供する資金が拠出される個別の事業は、両政府間で合意し、及び別途の取極に記載する。  
(b) アメリカ合衆国政府は、日本国政府が資金の提供を行う合衆国財務省勘定を維持する。アメリカ合衆国政府は、当該勘定の下に日本国が各会計年度において日本国が提供する資金のための勘定を開設し、及び維持する。
- 2 日本国が提供した資金及び個別の事業に支払うことが契約上約束された当該資金から生じた利子は、前条に規定する実施当局の間で合意される指数を用いた計算方法に基づき、合衆国二千八会計年度ドルで二十八億合衆国ドル（二、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）の額を限度として日本国が提供すべき資金の総額に繰り入れられる。
- 3 (a) (b) に規定する場合を除くほか、日本国が同一の会計年度において日本国が提供した資金が拠出されたすべての個別の事業に係るすべての契約の終了後に日本国が提供した資金に未使用残額がある場合には、アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、当該未使用残額を返還する。契約の終了は、更なる財政上及び契約上の責任からアメリカ合衆国政府を解除する文書の受領によって証明されるものとする。  
(b) アメリカ合衆国政府は、未使用残額を、日本国政府の実施当局の同意を得て、日本国が同一の会計年度において日本国が提供した資金が拠出された他の個別の事業のために使用することができる。
- 4 (a) (b) に規定する場合を除くほか、日本国が提供した資金が拠出された最後の個別の事業に係るすべての契約の終了後、アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、日本国が提供した資金から生じた利子を返還する。契約の終了は、更なる財政上及び契約上の責任からアメリカ合衆国政府を解除する文書の受領によって証明されるものとする。  
(b) アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した資金から生じた利子を、日本国政府の実施当局の同意を得て、日本国が提供した資金が拠出された事業のために使用することができる。
- 5 アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し、毎月、合衆国財務省勘定（日本国が提供した資金に關係するすべての勘定を含む。）における取引に関する報告書を提出する。

#### 第八条

アメリカ合衆国政府は、同政府が日本国が提供した資金が拠出された施設及び基盤に重大な影響を与えるおそれのある変更を検討する場合には、日本国政府と協議を行い、かつ、日本国が懸念を十分に考慮に入れて適切な措置をとる。

#### 第九条

- 1 第一条1に規定する日本国が提供する資金は、第二条に規定する措置においてアメリカ合衆国政府による資金の拠出があることを条件とする。
- 2 第二条に規定する合衆国の措置は、（1）移転のための資金が利用可能であること、（2）ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展があること及び（3）ロードマップに記載された日本国が資金面での貢献があることを条件とする。

#### 第十条

両政府は、この協定の実施に関して相互に協議する。

#### 第十一條

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当な委任を受けてこの協定に署名した。

二千九百二年二月十七日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

中曾根弘文

アメリカ合衆国政府のために

ヒラリー・ロダム・クリントン

（8）2010年（平成22年）5月28日「2+2」共同発表

（仮訳）  
共同発表  
日米安全保障協議委員会

2010年5月28日

岡田外務大臣  
北澤防衛大臣  
クリントン国務長官  
ゲイツ国防長官

2010年5月28日、日米安全保障協議委員会（S C C）の構成員たる閣僚は、日米安全保障条約の署名50周年に当たる本年、日米同盟が日本の防衛のみならず、アジア太平洋地域の平和、安全及び繁栄にとっても引き続き不可欠であることを再確認した。北東アジアにおける安全保障情勢の最近の展開により、日米同盟の意義が再確認された。この点に関し、米国は、日本の安全に対する米国の搖るぎない決意を再確認した。日本は、地域の平和及び安定に寄与する上で積極的な役割を果たすとの決意を再確認した。さらに、S C Cの構成員たる閣僚は、沖縄を含む日本における米軍の堅固な前方のプレゼンスが、日本を防衛し、地域の安定を維持するために必要な抑止力と能力を提供することを認識した。S C Cの構成員たる閣僚は、日米同盟を21世紀の新たな課題にふさわしいものとすることでできるよう幅広い分野における安全保障協力を推進し、深化させていくことを決意した。

閣僚は、沖縄を含む地元への影響を軽減するとの決意を再確認し、これによって日本における米軍の持続的なプレゼンスを確保していく。この文脈において、S C Cの構成員たる閣僚は、同盟の変革と再編のプロセスの一環として、普天間飛行場を移設し、同飛行場を日本に返還するとの共通の決意を表明した。

閣僚は、このS C C発表によって補完された、2006年5月1日のS C C文書「再編の実施のための日米ロードマップ」に記された再編案を着実に実施する決意を確認した。

閣僚は、2009年2月17日の在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定（グアム協定）に定められたように、第三海兵機動展開部隊（M E F）の要員約8000人及びその家族約9000人の沖縄からグアムへの移転は、代替の施設の完成に向けての具体的な進展にかかっていることを再確認した。グアムへの移転は、嘉手納以南の大部分の施設の統合及び返還を実現するものである。

このことを念頭に、両政府は、この普天間飛行場の移設計画が、安全性、運用上の所要、騒音による影響、環境面の考慮、地元への影響等の要素を適切に考慮しているものとなるよう、これを検証し、確認する意図を有する。

両政府は、オーバーランを含み、護岸を除いて1800mの長さの滑走路を持つ代替の施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する意図を確認した。

普天間飛行場のできる限り速やかな返還を実現するために、閣僚は、代替の施設の位置、配置及び工法に関する専門家による検討を速やかに（いかなる場合でも2010年8月末日までに）完了させ、検証及び確認を次回のS C Cまでに完了させることを決定した。

両政府は、代替の施設の環境影響評価手続及び建設が著しい遅延がなく完了できることを確保するような方法で、代替の施設を設置し、配置し、建設する意図を確認した。

閣僚は、沖縄の人々が、米軍のプレゼンスに関連して過重な負担を負っており、その懸念にこたえることの重要性を認識し、また、共有された同盟の責任のより衡平な分担が、同盟の持続的な発展に不可欠であることを認識した。上記の認識に基づき、閣僚は、代替の施設に係る進展に従い、次の分野における具体的な措置が速やかにとられるよう指示した。

#### ・訓練移転

両政府は、二国間及び単独の訓練を含め、米軍の活動の沖縄県外への移転を拡充することを決意した。この関連で、適切な施設が整備されることを条件として、徳之島の活用が検討される。日本本土の自衛隊の施設・区域も活用され得る。両政府は、また、グアム等日本国外への訓練の移転を検討することを決意した。

#### ・環境

環境保全に対する共有された責任の観点から、閣僚は、日米両国が我々の基地及び環境に対して、「緑の同盟」のアプローチをとる可能性について議論するように事務当局に指示した。「緑の同盟」に関する日米の協力により、日本国内及びグアムにおいて整備中の米国の基地に再生可能エネルギーの技術を導入する方法を、在日米軍駐留経費負担（H N S）の一構成要素とすることを含め、検討することになる。閣僚は、環境関連事故の際の米軍施設・区域への合理的な立入り、返還前の環境調査のための米軍施設・区域への合理的な立入りを含む環境に関する合意を速やかに、かつ、真剣に検討することを、事務当局に指示した。

#### ・施設の共同使用

両政府は、二国間のより緊密な運用調整、相互運用性の改善及び地元とのより強固な関係に寄与するような米軍と自衛隊との間の施設の共同使用を拡大する機会を検討する意図を有する。

#### ・訓練区域

両政府は、ホテル・ホテル訓練区域の使用制限の一部解除を決定し、その他の措置についての協議を継続することを決意した。

#### ・グアム移転

両政府は、2009年2月17日のグアム協定に従い、III M E Fの要員約8000人及びその家族約9000人の沖縄からグアムへの移転が着実に実施されることを確認した。このグアムへの移転は、代替の施設の完成に向けての日本政府による具体的な進展にかかっている。米側は、地元の懸念に配慮しつつ、抑止力を含む地域の安全保障全般の文脈において、沖縄に残留するIII M E Fの要員の部隊構成を検討する。

#### ・嘉手納以南の施設・区域の返還の促進

両政府は、嘉手納以南の施設・区域の返還が、「再編の実施のための日米ロードマップ」に従って着実に実施される

ことを確認した。加えて、両政府は、キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の「インダストリアル・コリドー」及び牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の一部が早期返還における優先分野であることを決定した。

・嘉手納の騒音軽減

両政府は、航空訓練移転プログラムの改善を含む沖縄県外における二国間及び単独の訓練の拡充、沖縄に関する特別行動委員会（S A C O）の最終報告の着実な実施等の措置を通じた、嘉手納における更なる騒音軽減への決意を確認した。

・沖縄の自治体との意思疎通及び協力

両政府は、米軍のプレゼンスに関する諸問題について、沖縄の自治体との意思疎通を強化する意図を確認した。両政府は、ITイニシアチブ、文化交流、教育プログラム、研究パートナーシップ等の分野における協力を探究することを決意した。

安全保障協力を深化させるための努力の一部として、S C Cの構成員たる閣僚は、地域の安全保障環境及び共通の戦略目標を推進するに当たっての日米同盟の役割に関する共通の理解を確保することの重要性を強調した。この目的のため、S C Cの構成員たる閣僚は、現在進行中の両国間の安全保障に係る対話を強化することを決意した。この安全保障に係る対話においては、伝統的な安全保障上の脅威に取り組むとともに、新たな協力分野にも焦点を当てる。

(了)

(9) 2011年（平成23年）6月21日「2+2」共同発表 より深化し、拡大する日米同盟に向けて：50年間のパートナーシップの基盤の上に

〈仮訳〉

日米安全保障協議委員会共同発表  
より深化し、拡大する日米同盟に向けて：  
50年間のパートナーシップの基盤の上に

2011年6月21日

クリントン国務長官  
ゲイツ国防長官  
松本外務大臣  
北澤防衛大臣

I. 序文

日米同盟が第二の半世紀に入るに当たり、日米安全保障協議委員会（S C C）の構成員たる閣僚は、日米同盟が日本及び米国の安全保障並びに21世紀のアジア太平洋地域の平和、安定及び経済的繁栄にとって引き続き不可欠であることを確認した。

閣僚は2011年6月21日に会し、3月11日の地震、津波及び原子力の非常事態に対応した日本政府及び米国政府の間の緊密な協力について議論した。自衛隊と米軍によるかつてない共同の運用を含むこの協力は、本日のS C C会合において発出されたS C C文書「東日本大震 災への対応における協力」において述べられているように、日米同盟に対する信頼を新たにし、日本と米国が過去半世紀にわたり築いてきた友情を深めた。日本は、米国から提供された広範な支援に対する心からの謝意を表明し、米国政府は、日本の復興のための支援を継続することを誓った。

S C Cの構成員たる閣僚は、ますます不確実になっている安全保障環境によってもたらされる課題に継続して取り組む必要性を認識した。これには、地域における軍事能力及び活動の拡大、北朝鮮の核・ミサイル計画及び挑発的行動、非伝統的な安全保障上の懸念の顕在化並びに宇宙、公海及びサイバー空間などに対するその他の変化する脅威が含まれる。閣僚は、また、アフガニスタン及び中東における過激主義に対する継続中の取組を含む、増大するグローバルな課題に留意した。これらの課題は、地域の安全及び安定の維持における日米同盟の不可欠な役割のみならず、日米両国が協力を深化させ、拡大させる必要性を強調するものである。日米の共有された価値、すなわち民主主義の理想、共通の利益並びに人権及び法の支配の尊重は、引き続き日米同盟の基礎である。これらの現存する又は顕在化しつつある課題に対処するために、閣僚は、日米の協力を適応させ、日米の部隊を近代化し、相互運用性を向上し、新たな技術の開発において協力することによって、日米同盟の能力を強化し続ける必要性に留意した。

米国政府は、核及び通常戦力の双方のあらゆる種類の米国の軍事力によることを含め、日本の防衛並びに地域の平和及び安全へのコミットメントを再確認した。日本政府は、米軍による施設及び区域の安定的な使用を提供し、在日米軍駐留経費負担の提供を通じて米軍の円滑な運用を支援するとのコミットメントを再確認した。日米双方は、本日のS C C会合において発出されたS C C文書「在日米軍駐留経費負担」において述べられたように、在日米軍駐留経費負担に関する新たな協定が成功裡に締結されたことを歓迎した。

S C Cの構成員たる閣僚は、2010年5月28日のS C C共同発表及び本日のS C C会合において発出されたS C C文書「在日米軍の再編の進展」によって補完された2006年5月1日のS C C文書「再編の実施のための日米ロードマップ」において述べられている再編案を着実に実施する決意を再確認した。

2010年1月19日のS C Cの共同発表に基づき、日米両政府は、変化する安全保障環境の中、共通の利益を有する幅広い分

野において、日米同盟の深化に関する精力的な協議を実施した。閣僚は、次のようなこれらの協議の結果を支持した。

## II. 共通の戦略目標

変化する安全保障環境に関する評価に基づき、閣僚は、2005年及び2007年の日米同盟の共通の戦略目標を再確認し、更新した。閣僚は、次のものが日米同盟の共通の戦略目標を示すと決定した。

- 日本の安全を確保し、アジア太平洋地域における平和と安定を強化する。
- 日米両国に影響を与える多様な事態に対処する能力を向上させる。
- 北朝鮮による挑発を抑止する。六者のプロセス、そして不可逆的な措置を通じて、ウラン濃縮計画を含む北朝鮮の完全かつ検証可能な非核化を達成する。拡散、弾道ミサイル、不法活動及び北朝鮮による拉致の問題を含む人道上の懸念に関連する課題を解決する。国際連合安全保障理事会決議及び2005年9月の六者会合の共同声明を完全に実施する。平和的な統一を支持する。
- 豪州及び韓国の双方のそれぞれとの間で、三か国間の安全保障及び防衛協力を強化する。
- 日本、米国及び中国の間の信頼関係を構築しつつ、地域の安定及び繁栄における中国の責任ある建設的な役割、グローバルな課題における中国の協力並びに中国による国際的な行動規範の遵守を促す。中国の軍事上の近代化及び活動に関する開放性及び透明性を高め、信頼醸成の措置を強化する。
- 両岸関係の改善に関するこれまでの進捗を歓迎しつつ、対話を通じた両岸問題の平和的な解決を促す。
- アジア太平洋地域におけるロシアの建設的な関与を促す。北方領土問題の解決を通じた日露関係の完全な正常化を実現する。
- 地域の安全保障環境を不安定にし得る軍事上の能力を追求・獲得しないよう促す。
- 日本、米国及び東南アジア諸国連合（ASEAN）間の安全保障協力を強化し、民主的価値及び統合された市場経済を促進するとのASEANの努力を支援する。
- 強く揺るぎないアジア太平洋のパートナーとしてインドを歓迎し、インドの更なる地域への関与及び地域的枠組みへの参加を促す。日米印三か国間の対話を促進する。
- ASEAN地域フォーラム（ARF）、ASEAN拡大国防相会議（ADMM+）、アジア太平洋経済協力（APEC）及び東アジア首脳会議（EAS）を含む、開放的かつ多層的な地域のネットワーク及びルール作りのメカニズムを通じた効果的な協力を促進する。
- 脆弱な国家を支援し、人間の安全保障を促進するために、人道支援、ガバナンス及び能力構築、平和維持活動並びに開発援助の分野における日米協力を強化する。
- テロを防止し、根絶する。
- 必要な抑止力を維持しつつ、核兵器のない世界における平和及び安全を追求する。大量破壊兵器及びその運搬手段の不拡散及び削減を推進し、各国に不拡散上の義務の違反について責任を果たさせる。
- 海賊の防止及び根絶、自由で開放的な貿易及び商業の確保並びに関連する慣習国際法及び国際約束の促進を含む、航行の自由の原則を守ることにより海上交通の安全及び海洋における安全保障を維持する。
- 我々が利益を共有する宇宙及びサイバー空間の保護並びにそれらへのアクセスに関する日米の協力を維持する。情報及び宇宙のシステムの安全を含む、死活的に重要なインフラの抗堪性を促進する。
- 災害予防及び災害救援における国際的な協力を強化する。
- 民公用の原子力計画における最高水準の安全を促進し、原子力事故に対処するための能力を向上させる。
- エネルギー及びレア・アースを含む死活的に重要な資源及び原料の供給の多様化についての対話を促進する。
- 日本を常任理事国として含む国連安全保障理事会の拡大を期待しつつ、国連安全保障理事会が、改革を通じて、その任務を果たし、新しい世紀の課題に効果的に対処する能力を向上させるための努力につき協議する。
- 民主的改革を支持し、促す機会を追求することで、中東及び北アフリカにおける安定及び繁栄を促進する。
- イランの国際的義務の完全な遵守及び核計画に関するP5+1との真剣な交渉への復帰を確保する。デュアル・トラック・アプローチの一部として、日本及び米国は国際連合安全保障理事会決議の着実な実施を継続する。

- アフガニスタンにおける治安権限委譲の開始を歓迎しつつ、アフガニスタン治安部隊（A N S F）への継続的な支援を通じて持続的な進展を確保し、効果的なガバナンスと開発を促進するための民生面での努力を強化する。
- 文民統治の強化及び経済改革の実施のためのパキスタンの努力を支持する。

### III. 日米同盟の安全保障及び防衛協力の強化

変化する地域及び世界の安全保障環境に対処するため、S C C の構成員たる閣僚は、二国間の安全保障及び防衛協力の更なる向上を追求することを決定した。

日本政府は、2010年に、新たな防衛計画の大綱を策定した。新たな防衛計画の大綱は、高い即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を特徴とし、高度の技術力と情報能力によって強化された「動的防衛力」の構築を目的とする。米国政府は、地域における抑止力を強化し、アジア太平洋地域における軍事的プレゼンスを維持・強化するとの2010年の「4年ごとの米国国防政策の見直し」（Q D R）にあるコミットメントを再確認し、また、核技術及び戦域弾道ミサイルの拡散、アクセス拒否／エリア拒否能力並びに宇宙、公海及びサイバー空間などに対するその他の変化する脅威といった課題に対処するよう地域の防衛態勢を適合させる意図を確認した。

上記の新たに策定された国家安全保障戦略を反映しつつ、閣僚は以下のとおり重点分野を特定した。

#### （1）抑止及び緊急時の対処の強化

- 閣僚は、二国間の計画検討作業のこれまでの進展を歓迎し、日米同盟が日本をよりよく防衛し、様々な地域の課題に対処できるよう、二国間の計画を精緻化する努力を行うことを再確認した。この努力は、平時及び危機における調整のための二国間の政府全体のメカニズムを強化し、米軍及び自衛隊による日本国内の施設への緊急時のアクセスを改善することを目的とする。
- 閣僚は、日本及び米国の役割、任務及び能力を継続的に検討する必要性を強調し、運用面での協力をより強化する分野を特定するとのこのプロセスの目的を確認した。
- 閣僚は、非戦闘員退避活動における二国間の協力を加速することを決定した。
- 閣僚は、能動的、迅速かつシームレスに地域の多様な事態を抑止し、それらに対処するために、共同訓練・演習を拡大し、施設の共同使用を更に検討し、情報共有や共同の情報収集・警戒監視・偵察（I S R）活動の拡大といった協力を促進することを決定した。
- 閣僚は、弾道ミサイル防衛に係る協力について両国が達成した進展を歓迎した。S M - 3 ブロック II A の共同開発事業に關し、閣僚は、生産及び配備段階に移行する場合に備え、将来の課題を検討することを決定した。この観点から、米国政府から今後要請され得るS M - 3 ブロック II A の第三国への移転は、当該移転が日本の安全保障に資する場合や国際の平和及び安定に資する場合であって、かつ、当該第三国がS M - 3 ブロック II A の更なる移転を防ぐための十分な政策を有しているときには、米国に対する武器及び武器技術の供与に関する2006年6月23日の交換公文に従い、認められ得る。閣僚は、武器・武器技術共同委員会（J A M T C）をそのような将来の第三国移転に関する協議の機関に指定した。
- 閣僚は、短期的及び長期的に地域の安定を向上させる最も効果的な方法（核能力によるものを含む。）を決定する協議の機関として、定期的な二国間の拡大抑止協議が立ち上げられたことを歓迎した。
- 閣僚は、安全保障分野における日米宇宙協議及び宇宙状況監視、測位衛星システム、宇宙を利用した海洋監視、デュアルユースのセンサーの活用といった諸分野におけるあり得べき将来の協力を通じ、日米二国間の宇宙における安全保障に関するパートナーシップを深化させる最近の進展があつたことを認識した。
- 閣僚は、サイバー空間における増大する脅威によってもたらされる課題に日本及び米国が立ち向かうための新たな方法について協議することを決意し、サイバー・セキュリティに関する二国間の戦略的政策協議の設置を歓迎した。閣僚は、サイバー・セキュリティに関する効果的な二国間協力には、政府全体による解決及び民間部門との調整が必要であることを認識した。

#### （2）地域及びグローバルな場での日米同盟の協力

- 閣僚は、前述の三か国間の安全保障協力を含め、地域において共通の価値を共有する諸国と安全保障及び防衛協力を促進することの重要性を強調した。閣僚は、状況が許す場合には共同演習及び相互の後方支援を通じて、人道支援・災害救援及びその他の活動での三か国間及び多国間の協力を促進するための努力を奨励した。
- 閣僚は、また、地域の人道支援・災害救援分野の後方支援の拠点を日本に設置することの重要性につき一致した。
- 閣僚は、災害救援、平和維持、復興及びテロ対策を含む国際的な活動における更なる協力の重要性を強調した。
- 閣僚は、航行の自由を保護し、安全で確実なシーレーンを確保するため、海洋安全保障及び海賊対処において更に協

力する意図を確認した。

- 閣僚は、自衛隊及び米軍に関連する環境面での課題について協力を継続することを決定した。

### (3) 日米同盟の基盤の強化

- 閣僚は、これまでの進展を歓迎しつつ、情報保全についての日米協議で議論されてきたとおり、政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入やカウンター・インテリジェンスに関する措置の向上を含む、情報保全制度の更なる改善の重要性を強調した。閣僚は、また、情報保全のための法的枠組みの強化に関する日本政府の努力を歓迎し、そのような努力が情報共有の向上につながることを期待した。
- 閣僚は、運用面での協力についてより効果的で、顕在化しつつある安全保障上の課題により適合したものとし、様々な事態により良好に対応することができるよう二国間の枠組みを継続的に検討し、強化していくことの重要性を認識した。
- 閣僚は、日米間のより緊密な装備・技術協力は、強固な同盟の基礎となる要素であることを確認した。特に、先進諸国が国際共同開発・生産を通じて、装備品の高性能化を実現しつつ、コストの高騰に対応している中、日本政府はそのような流れに対応するために現在行っている検討を促進する。米国政府は、この日本政府の努力を奨励する。

閣僚は、日米同盟の過去50年を顧みて、達成された全てに大いに満足した。同時に、閣僚は、日米同盟がかつてないほど重要であり、また、かつてないほど重要な課題に直面していることを認識した。この文脈において、双方は、地域及び世界が直面するあらゆる安全保障面、戦略面及び政治面の課題に関する協議及び調整をより充実させるため引き続き組んでいく必要性を認識した。

### (10) 2012年（平成24年）4月27日「2+2」共同発表

（仮訳）  
日米安全保障協議委員会  
共同発表

2012年4月27日

玄葉外務大臣  
田中防衛大臣  
クリントン国務長官  
パニッタ国防長官

日米安全保障協議委員会（S C C）は、在沖縄米海兵隊の兵力を含む、日本における米軍の堅固なプレゼンスに支えられた日米同盟が、日本を防衛し、アジア太平洋地域の平和、安全及び経済的繁栄を維持するために必要な抑止力と能力を引き続き提供することを再確認した。

ますます不確実となっているアジア太平洋地域の安全保障環境に鑑み、閣僚は、2011年6月21日のS C C共同発表に掲げる共通の戦略目標を進展させるとのコミットメントを強調した。また、閣僚は、その共同発表に沿って二国間の安全保障及び防衛協力を強化し、アジア太平洋地域の諸国への関与を強化するための方途を明らかにするとの意図を表明した。

日本国政府は、2012年1月に米国政府により国防省の新たな戦略指針が発表され、アジア太平洋地域に防衛上の優先度を移すとの米国の意図が示されたことを歓迎した。また、日本国政府は、同地域における外交的関与を推進しようとする米国の取組を歓迎した。

S C Cは、両国間に共有されるパートナーシップの目標を達成するため、2006年5月1日のS C C文書「再編の実施のための日米ロードマップ」（再編のロードマップ）に示された計画を調整することを決定した。閣僚は、これらの調整の一部として、第3海兵機動展開部隊（III M E F）の要員の沖縄からグアムへの移転及びその結果として生ずる嘉手納飛行場以南の土地の返還の双方を、普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定した。

閣僚は、これらの調整が、アジア太平洋地域において、地理的により分散し、運用面でより抗堪性があり、政治的により持続可能な米軍の態勢を実現するために必要であることを確認した。これらの調整は、抑止力を維持し、地元への米軍の影響を軽減するとの再編のロードマップの基本的な目標を変更するものではない。また、これらの調整は、米軍と自衛隊の相互運用性を強化し、戦略的な拠点としてのグアムの発展を促進するものである。

また、閣僚は、第I部に示す部隊構成が日米同盟の抑止力を強化するものであることを確認した。さらに、閣僚は、同盟の抑止力が、動的防衛力の発展及び南西諸島を含む地域における防衛態勢の強化といった日本の取組によって強化されることを強調した。また、閣僚は、適時かつ効果的な共同訓練、共同の警戒監視・偵察活動及び施設の共同使用を含む二国間の動的防衛協力が抑止力を強化することに留意した。

#### I. グアム及び沖縄における部隊構成

閣僚は、沖縄及びグアムにおける米海兵隊の部隊構成を調整するとの意図を表明した。再編のロードマップの後、在沖縄米海兵隊の兵力の定員が若干増加したことから、また、移転する部隊及び残留する部隊の運用能力を最大化するため、両政府は、グアム及び沖縄における米海兵隊の兵力の最終的な構成に関する一定の調整を決定した。

米国は、地域における米海兵隊の兵力の前方プレゼンスを引き続き維持しつつ、地理的に分散された兵力態勢を構築するため、海兵空地任務部隊（M A G T F）を沖縄、グアム及びハワイに置くことを計画しており、ローテーションによるプレゼンスを豪州に構築する意図を有する。この見直された態勢により、より高い能力を有する米海兵隊のプレゼンスが各々の場所において確保され、抑止力が強化されるとともに、様々な緊急の事態に対して柔軟かつ迅速な対応を行うことが可能となる。閣僚は、これらの措置が日本の防衛、そしてアジア太平洋地域全体の平和及び安定に寄与することを確認した。

閣僚は、約9000人の米海兵隊の要員がその家族と共に沖縄から日本国外の場所に移転されることを確認した。沖縄に残る米海兵隊の兵力は、第3海兵機動展開部隊司令部、第1海兵航空団司令部、第3海兵後方支援群司令部、第31海兵機動展開部隊及び海兵隊太平洋基地の基地維持要員の他、必要な航空、陸上及び支援部隊から構成されることとなる。

閣僚は、沖縄における米海兵隊の最終的なプレゼンスを再編のロードマップに示された水準に従ったものとするとのコミットメントを再確認した。米国政府は、日本国政府に対し、同盟に関するこれまでの協議の例により、沖縄における米海兵隊部隊の組織構成の変更を伝達することとなる。

米国は、第3海兵機動展開旅団司令部、第4海兵連隊並びに第3海兵機動展開部隊の航空、陸上及び支援部隊の要素から構成される、機動的な米海兵隊のプレゼンスをグアムに構築するため作業を行っている。グアムには基地維持要員も設置される。グアムにおける米海兵隊の兵力の定員は、約5000人になる。

これらの調整に関連し、米国政府は、日本国政府に対し、ローテーションによる米海兵隊のプレゼンスを豪州に構築しつつあり、また、ハワイにおける運用能力の強化のために米海兵隊の他の要員を同地に移転することを報告した。これらの移転を実施するに当たって、米国政府は、西太平洋地域において、同政府の現在の軍事的プレゼンスを維持し、軍事的な能力を強化するとの同政府のコミットメントを再確認した。

沖縄における米軍のプレゼンスの長期的な持続可能性を強化するため、適切な受入施設が利用可能となる際に、前述の沖縄からの米海兵隊部隊の移転が実現する。沖縄の住民の強い希望を認識し、これらの移転は、そのプロセスを通じて運用能力を確保しつつ、可能な限り早急に完了させる。

前述の海兵隊の要員のグアムへの移転に係る米国政府による暫定的な費用見積りは、米国の2012会計年度ドルで86億米ドルである。グアムにおける機動的な米海兵隊のプレゼンスの構築を促進するため、また、前述の部隊構成を考慮して、両政府は、日本の財政的コミットメントが、2009年のグアム協定の第1条に規定された直接的な資金の提供となることを再確認した。両政府は、グアム移転のための日本による他の形態での財政支援は利用しないことを確認した。第II部に示す訓練場の整備のための日本からの貢献がある場合、これは、前述のコミットメントの一部となる。残りの費用及びあり得べき追加的な費用は、米国政府が負担する。2009年のグアム協定の下で日本国政府から米国政府に対し既に移転された資金は、この日本による資金の提供の一部となる。両政府は、二国間で費用内訳を完成させる。両政府は、2009年のグアム協定に鑑みてるべき更なる措置についても協議する。閣僚は、これらのイニシアティブの計画上及び技術上の詳細に関して引き続き双方において立法府と協議することの重要性に留意した。

## II. 地域の平和、安定及び繁栄を促進するための新たなイニシアティブ

閣僚は、アジア太平洋地域における平和、安定及び繁栄の促進のために協力すること並びに効果的、効率的、創造的な協力を強化することが極めて重要であることを確認した。

この文脈で、米国政府は、訓練や演習を通じてこの地域の同盟国及びパートナー国がその能力を構築することを引き続き支援する考えである。一方、日本国政府は、例えば沿岸国への巡視船の提供といった政府開発援助（O D A）の戦略的な活用を含むこの地域の安全の増進のための様々な措置をとる考えである。

両政府は、戦略的な拠点としてグアムを発展させ、また、米軍のプレゼンスの地元への影響を軽減するため、変化する安全保障環境についての評価に基づき、地域における二国間の動的防衛協力を促進する新たな取組を探求する考えである。両政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦における自衛隊及び米軍が共同使用する施設としての訓練場の整備につき協力することを検討する。両政府は、2012年末までにこの点に関する具体的な協力分野を特定する。

## III. 沖縄における基地の統合及び土地の返還

以下の6つの施設・区域の全面的又は部分的な返還について、再編のロードマップから変更はない。

- 一 キャンプ桑江（キャンプ・レスター）：全面返還。
- 一 キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
- 一 普天間飛行場：全面返還。
- 一 牧港補給地区（キャンプ・キンザー）：全面返還。
- 一 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。
- 一 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。

米国は、対象となっている米海兵隊の兵力が沖縄から移転し、また、沖縄の中で移転する部隊等の機関のための施設が使用可能となるに伴い、土地を返還することにコミットした。日本国政府は、残留する米海兵隊の部隊のための必要な住宅を含め、返還対象となる施設に所在し、沖縄に残留する部隊が必要とする全ての機能及び能力を米国政府と調整しつつ移設する責任に留意した。必要に応じて地元との調整が行われる。

前述の施設・区域の土地は、可能になり次第返還される。沖縄に関する特別行動委員会（SACO）による移設・返還計画は、再評価が必要となる可能性がある。

沖縄における米軍による影響をできる限り早期に軽減するため、両政府は、米軍により使用されている以下の区域が返還可能となることを確認した。

- 閣僚は、以下の区域が、必要な手続の完了後に速やかに返還可能となることを確認した。
  - キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の西普天間住宅地区
  - 牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の北側進入路
  - 牧港補給地区の第5ゲート付近の区域
  - キャンプ瑞慶覧の施設技術部地区内の倉庫地区の一部（他の場所での代替の倉庫の提供後）
- 閣僚は、以下の区域が、沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となることを確認した。
  - キャンプ桑江（キャンプ・レスター）
  - キャンプ瑞慶覧のロウワー・プラザ住宅地区、喜舎場住宅地区の一部及びインダストリアル・コリドー
  - 牧港補給地区的倉庫地区の大半を含む部分
  - 那覇港湾施設
  - 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム
- 閣僚は、以下の区域が、米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、返還可能となることを確認した。
  - キャンプ瑞慶覧の追加的な部分
  - 牧港補給地区的残余の部分

移設に係る措置の順序を含む沖縄に残る施設・区域に関する統合計画を、キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の最終的な在り方を決定することに特に焦点を当てつつ、2012年末までに共同で作成する。この取組においては、今般見直された部隊構成により必要とされるキャンプ瑞慶覧における土地の使用及び沖縄における施設の共同使用によって生じ得る影響についても検討する。閣僚は、施設の共同使用が再編のロードマップの重要な目標の一つであることに留意した。この統合計画はできる限り速やかに公表される。閣僚は、この統合計画を作成し、また監督するための、本国の適切な担当者も参加する作業部会の設置を歓迎した。

#### IV. 普天間飛行場の代替施設及び普天間飛行場

閣僚は、運用上有効であり、政治的に実現可能であり、財政的に負担可能であって、戦略的に妥当であるとの基準を満たす方法で、普天間飛行場の移設に向けて引き続き取り組むことを決意する。閣僚は、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが計画されている普天間飛行場の代替施設が、引き続き、これまでに特定された唯一の有効な解決策であるとの認識を再確認した。

閣僚は、同盟の能力を維持しつつ、普天間飛行場の固定化を避けるため、普天間飛行場の代替施設に係る課題をできる限り速やかに解決するとのコミットメントを確認した。

両政府は、普天間飛行場において、同飛行場の代替施設が完全に運用可能となるまでの安全な任務能力の保持、環境の保全等の目的のための必要な補修事業について、個々の案件に応じ、また、在日米軍駐留経費負担を含め、既存の二国間の取決めに従って、相互に貢献するとのコミットメントを表明した。個別の補修事業に関する二国間の協議は、再編案に関する協議のためのものとは別のチャネルを通じて行われ、初期の補修事業は2012年末までに特定される。

#### 結び

閣僚は、この共同発表において緊密かつ有益な協力が具体化されたことを歓迎し、調整された再編のパッケージを双方において立法府と協議しつつ、速やかに実施するよう指示した。さらに、閣僚は、このパッケージがより深化し拡大する日米同盟の強固な基盤となるとの確信を表明した。閣僚は、普天間飛行場の代替施設の環境影響評価プロセスの進展、グアムへの航空機訓練移転計画の拡充、航空自衛隊航空総隊司令部の横田飛行場への移転、陸上自衛隊中央即応集団司令部のキャンプ座間への移転の進展を含む、2011年6月に行われた前回のSCC会合以降の再編案に関する多くの重要な進展に留意した。閣僚は、変化していく地域及び世界の安全保障環境の課題に対し、日米同盟を強化するために、再編に関する目標に向けて更なる進展を達成し、また、より広い観点から、日米同盟における役割・任務・能力（RMC）を検証する意図を表明した。

#### (11) 2013年（平成25年）4月5日 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画  
(仮訳)  
平成25年4月

#### 第1 はじめに

## I 概観

沖縄における米軍の再編（統合を含む。）は、2005年10月29日の日米安全保障協議委員会（S C C）文書「日米同盟：未来のための変革と再編」にあるとおり、安全保障同盟に対する日本及び米国における国民一般の支持が、日本の施設・区域における米軍の持続的なプレゼンスに寄与するものであって、このような支持を強化することが重要であると認識する日米両政府による重要な取組である。

2006年5月1日のS C C文書「再編の実施のための日米ロードマップ」（再編のロードマップ）によるとおり、再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保され、また、抑止力を維持し、地元への米軍の影響を軽減することとなる。

再編を実現するため、日米両政府は、この統合計画を作成したのであり、これを実施していく。措置の順序を含むこの統合計画は、沖縄に残る施設・区域に関して共同で作成された。

日米両政府は、再編を着実に実施するとのコミットメントを再確認する。

米国政府は、対象となっている米海兵隊の兵力が沖縄から移転し、また、沖縄の中で移転する部隊等の機関のための施設が使用可能となるに伴い、土地を返還することに引き続きコミットしている。

日本国政府は、残留する米海兵隊の部隊のための必要な住宅を含め、返還対象となる施設に所在し、沖縄に残留する部隊が必要とする全ての機能及び能力を米国政府と調整しつつ移設する責任に留意した。

日米両政府は、2012年4月27日のS C C共同発表において、再編のロードマップにおいて指定された6つの施設・区域の全面的又は部分的な返還に変更ではなく、米軍により使用されている前述の施設・区域の土地は以下の3つの区分で返還可能となることを確認した。

- I 必要な手続の完了後に速やかに返還可能となる区域
- II 沖縄において代替施設が提供され次第、返還可能となる区域
- III 米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い、返還可能となる区域

この統合計画は、定期的な訓練及び演習や、これらの目的のための施設・区域の確保は米軍の即応性、運用能力及び相互運用性を確保する上で不可欠であり、米軍施設・区域には十分な収容能力が必要であり、また、平時における日常的な使用水準以上の収容能力は、緊急時の所要を満たす上で決定的に重要かつ戦略的な役割を果たすとの考え方を反映して作成された。この収容能力は、災害救援や被害対処の状況など、緊急時における地元の必要性を満たす上で不可欠かつ決定的に重要な能力を提供することができる。

さらに、2012年4月27日のS C C共同発表において、この統合計画を作成する取組においては、沖縄における施設の共同使用によって生じ得る影響について検討すること、また、施設の共同使用が再編のロードマップの重要な目標の一つであることが留意された。日米両政府は、自衛隊による共同使用について、2010年12月に設置された共同使用に関する作業部会を含む種々の場において、引き続き協議されることを確認した。この作業部会における協議は、この統合計画を実施するための沖縄に残る施設・区域のマスタープランの作成過程に反映される。

この統合計画の実施を完了する時期は、各手順の実施状況に影響される。沖縄の住民の強い希望を認識し、この統合計画は、そのプロセスを通じて運用能力（訓練能力を含む。）を確保しつつ、可能な限り早急に実施される。日米両政府は、予見可能な将来において、更なる著しい変更は必要とされないことに同意する。米国政府は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」（日米地位協定）の目的のための施設・区域の必要性をたえず検討することを含め、日米地位協定に従って、この統合計画を実施する。付表Aにおける施設・区域の返還時期は、日米両政府により、3年ごとに更新され、公表される。

## II 留意事項

- 1：地図に示された返還区域及び「返還区域」に記載された区域の広さは、日米両政府間で現在合意されたものを示す。正確な面積は、将来行われる測量調査等の結果に基づき微修正されることがある。
- 2：「移設を要する主要施設」は、土地の返還のために移設その他の措置（ユーティリティの使用の確保等）が必要となる主要な建物を示す。移設を必要とする追加的な機能は、マスタープランの作成過程において特定される。
- 3：この統合計画に示された時期及び年は、日米両政府による必要な措置及び手続の完了後、特定の施設・区域が返還される時期に関する最善のケースの見込みである。これらの時期は、沖縄における移設を準備するための日本国政府の取組の進展、及び米海兵隊を日本国外の場所に移転するための米国政府の取組の進展といった要素に応じて遅延する場合がある。
- 4：各施設の「返還・移設手順」は、2013年度（日本国の平成25会計年度）以降に土地の返還のために必要となる主要な手続を示す。他の施設の返還・移設手順との連関は必ずしも考慮されていない。キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）、キャンプ・ハンセン、キャンプ・コートニー及びキャンプ・シュワブへの機能の移設は、区域に現在配置されている部隊の日本国外の場所への移転後に実施が必要となる可能性がある。また、これらは移設の進展に応じて更に調整されることがある。

5：文化財調査、環境影響評価等は、実施が予想されるものについて、返還・移設手順に記載されている。したがって、返還・移設手順に文化財調査等が示されていない場合でも、将来行われる実地調査の結果によっては、文化財調査等の実施が必要となり、およその返還時期に遅延が生じる可能性がある。

6：「移設先」は、主要な施設が移設されることが現在計画されている区域を示すものであり、米国政府によって実施されるマスタープランの作成過程において変更されることがある。

【記号表略】

略語： MP（マスタープラン）

J C（日米合同委員会）

B C P（設計基準）

※ 各手順の下の（ ）内の数字は、当該手順を実施するために最低限必要な期間（年）を示している。

【以下略】

(12) 2013年（平成25年）10月3日「2+2」共同発表

（仮訳）  
日米安全保障協議委員会共同発表  
より力強い同盟とより大きな責任の共有に向けて

2013年10月3日

岸田外務大臣  
小野寺防衛大臣  
ケリー国務長官  
ペーゲル国防長官

I. 概観

2013年10月3日、日米安全保障協議委員会（S C C）は、日本の外務大臣及び防衛大臣並びに米国の国務長官及び国防長官の出席を得て、東京で開催された。この歴史的な会合の機会に、S C Cは、国際の平和と安全の維持のために両国が果たす不可欠な役割を再確認し、核及び通常戦力を含むあらゆる種類の米国の軍事力による日本の安全に対する同盟のコミットメントを再確認した。双方はまた、民主主義、法の支配、自由で開放的な市場及び人権の尊重という両国が共有する価値を反映し、アジア太平洋地域において平和、安全、安定及び経済的な繁栄を効果的に促進する戦略的な構想を明らかにした。

S C C会合において、閣僚は、アジア太平洋地域において変化する安全保障環境について意見を交換し、日米同盟の能力を大きく向上させるためのいくつかの措置を決定した。より力強い同盟とより大きな責任の共有のための両国の戦略的な構想は、1997年の日米防衛協力のための指針の見直し、アジア太平洋地域及びこれを超えた地域における安全保障及び防衛協力の拡大、並びに在日米軍の再編を支える新たな措置の承認を基礎としていく。米国はまた、地域及び世界の平和と安全に対してより積極的に貢献するとの日本の決意を歓迎した。閣僚は、地域及び国際社会におけるパートナーとの多国間の協力の重要性を強調した。

米国は、アジア太平洋地域重視の取組を引き続き進めており、同盟が、宇宙及びサイバー空間といった新たな戦略的領域におけるものを含め、将来の世界及び地域の安全保障上の課題に対処することができるよう、軍事力を強化する意図を有する。閣僚は、在日米軍の再編が、米国のプレゼンスについて、抑止力を維持し、日本の防衛と地域の緊急事態への対処のための力を提供し、同時に政治的に持続可能であり続けることを確保するものであることを強調した。この文脈で、閣僚は、普天間飛行場の代替施設（F R F）の建設及び米海兵隊のグアムへの移転を含め、在日米軍の再編に関する合意を完遂するという継続的な共通のコミットメントを改めて表明し、これに関する進展を歓迎した。

日本の安全保障政策は、地域及び世界の平和と安定に対する日本の長年にわたるコミットメントや、国際社会が直面する課題への対処の一層積極的に貢献する意図を反映し続ける。同時に、日本は、日米同盟の枠組みにおける日本の役割を拡大するため、米国との緊密な調整を継続する。日本はまた、国家安全保障会議の設置及び国家安全保障戦略の策定の準備を進めている。さらに日本は、集団的自衛権の行使に関する事項を含む自国の安全保障の法的基盤の再検討、防衛予算の増額、防衛計画の大綱の見直し、自国の主権の下にある領域を防衛する能力の強化及び東南アジア諸国に対する能力構築のための取組を含む地域への貢献の拡大を行っている。米国は、これらの取組を歓迎し、日本と緊密に連携していくとのコミットメントを改めて表明した。

閣僚は、地域の複雑な安全保障環境を背景として両国が共有する同盟に関する戦略的な構想を実現する上で、同盟が地域における平和と安全の礎であることを認めた。今後十年にわたり、同盟は、緊密な協力を通じ、また、両国が手を携えて機敏に緊急事態対応や危機管理を行うことを可能とする相互運用性及び柔軟性が強化された兵力態勢を通じ、引き続き安全保障上の課題に対処する意図を有する。閣僚は、平和と安全に対する持続する、及び新たに発生する様々な脅威や国際的な規範への挑戦に同盟が対処するため、引き続き十分な用意ができるなければならないことを確認した。これらには、北朝鮮の核・ミサイル計画や人道上の懸念、海洋における力による安定を損ねる行動、宇宙及びサイバー空間におけるかく乱をもたらす活動、大量破壊兵器（WMD）の拡散、並びに人為的災害及び自然災害が含まれる。2011年のS C C共同発表において示されたとおり、閣僚は、中国に対し、地域の安定及び繁栄において責任ある建設的な役割を果たし、国際的な行動規範

を遵守し、急速に拡大する軍事面での資源の投入を伴う軍事上の近代化に関する開放性及び透明性を向上させるよう引き続き促していく。

日本及び米国は、最先端の能力のために資源を投入し、相互運用性を向上させ、兵力構成を近代化し、同盟における役割及び任務を現在及び将来の安全保障の現実に適合させることにより、両国が21世紀の地域及び世界の課題に共同して的確に立ち向かうことが可能となるよう、同盟をよりバランスのとれた、より実効的なものとし、十全なパートナーとなる決意である。このため、両国の同盟は、その広範な課題について協力を拡大、深化させることを目的として、情報保全、装備・技術、サイバーセキュリティ、宇宙の安全等における協力及び調整の向上に注力しなければならない。

## II. 二国間の安全保障及び防衛協力

閣僚は、引き続き同盟を深化させることを誓い、将来にわたって同盟の信頼性を確実なものとするため、力強い取組を進めるよう指示した。同盟に関する広範な課題について協力を拡大するために両国が取り組むべきものとしては、日米防衛協力のための指針の見直し、弾道ミサイル防衛の能力の拡大、宇宙及びサイバー空間といった新たな戦略的領域における協力の向上、情報保全及び装備取得に関する連携の強化等が挙げられる。

### ・日米防衛協力のための指針

閣僚は、変化する地域及び世界の安全保障環境がもたらす影響を認識し、防衛協力小委員会（S D C）に対し、紛争を抑止し、平和と安全を促進する上で同盟が引き続き不可欠な役割を果たすことを確保するため、1997年の日米防衛協力のための指針の変更に関する勧告を作成するよう指示した。閣僚は、この見直しについていくつかの目的を明確にした。それには次のものが含まれる。

- 日米防衛協力の中核的要素として、日本に対する武力攻撃に対処するための同盟の能力を確保すること。
- 日米同盟のグローバルな性質を反映させるため、テロ対策、海賊対策、平和維持、能力構築、人道支援・災害救援、装備・技術の強化といった分野を包含するよう協力の範囲を拡大すること。
- 共有された目標及び価値を推進するため、地域の他のパートナーとのより緊密な安全保障協力を促進すること。
- 協議及び調整のための同盟のメカニズムを、より柔軟で、機動的で、対応能力を備えたものとし、あらゆる状況においてシームレスな二国間の協力を可能とするよう強化すること。
- 相互の能力の強化に基づく二国間の防衛協力における適切な役割分担を示すこと。
- 宇宙及びサイバー空間といった新たな戦略的領域における課題を含む変化する安全保障環境における効果的、効率的かつシームレスな同盟の対応を確保するため、緊急事態における二国間の防衛協力の指針となる概念を評価すること。
- 共有された目標を達成するため、将来において同盟の強化を可能とする追加的な方策を探求すること。

閣僚は、このS D Cの作業を2014年末までに完了させるよう指示した。

### ・弾道ミサイル防衛協力

閣僚は、両国の弾道ミサイル防衛（B M D）の能力を強化するとのコミットメントを確認し、S M - 3 ブロック II A の共同開発事業を含め、この分野における最近の進展を歓迎した。閣僚は、2006年5月1日のS C C文書「再編の実施のための日米ロードマップ」に従い、二基目のAN / T P Y-2 レーダー（Xバンド・レーダー）システムの配備先として航空自衛隊経ヶ岬分屯基地を選定する意図を確認した。S C Cの構成員たる閣僚はまた、この分野における二国間の協力を拡大していくとの継続的な目標を確認した。

### ・サイバー空間における協力

2013年5月に開催された第1回日米サイバー対話は、日本及び米国が、国際的なサイバー協議の場において、特にサイバー空間における国家の責任ある行動に関する規範の適用を始めとする、共通の目標を共有していることを確認した。閣僚は、サイバー空間の安全で確実な利用に対する挑戦に対処するに当たり、民間部門と緊密に調整する必要があることを強調した。特に、閣僚は、サイバー空間における共通の脅威に対しては政府一体となっての取組を促進する必要があることを認識した。

閣僚は、日米それぞれのサイバー能力及び自衛隊と米軍との間の相互運用性の向上を伴うサイバー防衛協力の強化を促進することを任務とする新たなサイバー防衛政策作業部会（C D P W G）の実施要領への署名を歓迎した。このことは、サイバーセキュリティに関する政府一体となっての取組に資するものもある。

### ・宇宙における協力

閣僚は、宇宙状況監視（S S A）及び宇宙を利用した海洋監視に関して、二国間の情報の収集と共有を向上させるためにその能力を活用することの重要性を強調した。特に、閣僚は、日米宇宙状況監視協力取締の締結を歓迎し、S S A情報の双方向の共有に向けた取組における進展を強調した。この文脈で、閣僚は、宇宙航空研究開発機構（J A X A）によるS S A情報の米国への提供の早期実現への両国のコミットメントを歓迎した。

S C Cの構成員たる閣僚はまた、衛星能力を活用することによって海洋監視を向上させるとの希望を表明し、この課題に関する今後の政府一体となっての演習及び対話を期待する。閣僚は、宇宙における長期的な持続性、安定性、安全性及び安全保障を促進する戦略レベルでの協力を調整するための、宇宙に関する包括的日米対話の設置を歓迎した。閣僚はまた、宇宙活動に関する国際行動規範を策定するための多国間の取組を引き続き支持することを確認した。

### ・共同の情報収集・警戒監視・偵察（I S R）活動

閣僚は、両国の防衛当局間の情報収集・警戒監視・偵察（I S R）作業部会の設置を歓迎し、同盟のより緊密な相互運用性及び自衛隊と米軍との間の情報共有を促進するというこの作業部会の任務を再確認した。閣僚は、平時及び緊急事態における二国間のI S R活動に向けた更なる進展を歓迎した。

- ・施設の共同使用
 

同盟の柔軟性及び強靭性を向上させ、日本の南西諸島を含む地域における自衛隊の態勢を強化するため、閣僚は、共同使用に関する作業部会の取組を歓迎した。日本及び米国の施設及び区域の共同使用の実現における進展は、地元とのより堅固な関係を構築しつつ、同盟の抑止力を強化する。
- ・二国間の計画検討作業
 

閣僚は、二国間の計画検討作業に関する進展を歓迎するとともに、変化する安全保障環境において、日米同盟が日本を一層効果的に防衛し、地域の様々な課題に一層効果的に対処することができるよう、二国間の計画を精緻化するための取組を行うことを再確認した。この取組の鍵となる要素には、平時及び危機における調整のための二国間の政府全体のメカニズムを強化すること、並びに自衛隊及び米軍による日本国内の施設への緊急時のアクセスを改善することが含まれる。
- ・防衛装備・技術協力
 

閣僚は、日米装備・技術定期協議における二国間の議論と役割・任務・能力に関する対話との間に新たに構築された連携を歓迎した。これは、同盟の戦略上及び能力上のニーズを踏まえた防衛システムの取得における協力の強化を可能とすることにより、地域及び世界の安全保障環境における変化する課題に対応するものである。また、日本が武器輸出三原則等について検討を行っているところ、F-35の製造への日本企業による参画といった連携を通じて、装備及び技術に関する二国間の協力は深化される。
- ・拡大抑止協議
 

閣僚は、二国間の拡大抑止協議の有意義な成果を満足の意をもって留意した。このプロセスは、核及び通常戦力に係る議論によることを含め、米国による日本の防衛に係るコミットメントの信頼性を強化し、短期的及び長期的に地域の安定の促進に寄与する。閣僚はまた、この協議を定期的に開催するとの両政府の継続的なコミットメントを確認した。
- ・情報保全
 

情報保全の強化により、二国間の信頼関係は引き続き強化され、両国間の情報共有が質量双方の面でより幅広いものとなり続ける。閣僚は、情報保全が同盟関係における協力において死活的に重要な役割を果たすことを確認し、情報保全に関する日米協議を通じて達成された秘密情報の保護に関する政策、慣行及び手続の強化に関する相当な進展を想起した。S C C の構成員たる閣僚は、特に、情報保全を一層確実なものとするための法的枠組みの構築における日本の真剣な取組を歓迎し、より緊密な連携の重要性を強調した。最終的な目的は、両政府が、活発で保全された情報交換を通じて、様々な機会及び危機の双方に対応するために、リアルタイムでやり取りを行うことを可能とすることにある。
- ・共同訓練・演習
 

自衛隊及び米軍の運用の実効性、相互運用性、即応性、機動性及び持続性を強化し及び向上し、並びに日米同盟の抑止力を強化するため、閣僚は、時宜を得た、かつ、効果的な二国間の訓練の拡大といった平時における二国間の防衛協力の進展を歓迎した。日本において、又は日本国外で行われた二国間及び多国間の訓練は、相互運用性を向上するとともに、侵略を抑止し、日本を防衛し、地域の平和と安全を維持するための両国的能力を向上させている。閣僚は、在沖縄米軍の沖縄県外の場所における訓練を継続するための重要な取組を認識した。

閣僚は、同盟の抑止力を維持しつつ、日本本土を含め沖縄県外における訓練を増加させるため、次の機会を活用することを決定した。

  - 人道支援・災害救援（H A / D R）訓練
  - 航空機訓練移転（A T R）プログラムといった枠組みを通じた飛行訓練
  - 現在及び将来の緊急時の状況をよりよく反映するための改善について協議を行っている沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の移転
  - その他の二国間、又はアジア太平洋地域におけるパートナーとの間の三か国間及び多国間の訓練
  - 特有的な能力を備えたMV-22オスプレイの沖縄における駐留及び訓練の時間を削減する、日本本土及び地域における様々な運用への参加。このような訓練に加えて、閣僚は、例えば、MV-22オスプレイのフォレスト・ライト訓練への参加や低空飛行訓練、空中給油訓練、後方支援訓練といったMV-22オスプレイによる飛行訓練に留意した。
- ・在日米軍駐留経費負担
 

閣僚は、日本の防衛及び地域の平和と安全の維持のために同盟が効果的なものであり続ける上で、日本による在日米軍駐留経費負担（H N S）が引き続き重要であることを確認した。

### III. 地域への関与

閣僚は、一層統合を強めるグローバル経済において、三か国間及び多国間の協力が不可欠であることに留意した。閣僚は、今後十年の間に、同盟が、平和で繁栄し、かつ安全なアジア太平洋地域を維持し及び促進する国際的なパートナーシップ及び多国間の協力の体制を強化していくことを確認した。日本及び米国は、東南アジア及び世界において安全保障上の能力を強化するために共に取り組むことをコミットしている。両国の相互協力は、今後拡大していくものであり、閣僚は、持続可能な協力の形態を構築するため志を同じくする他の国々と連携して取り組むことをコミットしている。

#### ・地域における能力構築

S C C の構成員たる閣僚は、アジア太平洋地域におけるパートナーシップに基づく能力構築事業において、これまでの取組を基に連携していくことを決定した。これらの取組における協力は、地域のパートナーの安全保障上の能力を高め、他国による防衛上及び法執行上の能力の構築を支援することにより、地域の安定の確保に寄与する。閣僚は、地域のパートナーに対する海上安全のための沿岸巡視船や訓練の提供といった日本による政府開発援助の戦略的活用を歓迎し、地域

の平和と安定を促進する上でこのような取組が重要であることを認識した。

・海洋安全保障

閣僚は、航行の自由を保護し、安全で確実なシーレーンを確保し、並びに関連の国際慣習法及び国際約束を促進するため、海洋安全保障及び海賊対策において更に協力する意図を確認した。

・人道支援・災害救援

閣僚は、世界中で近年発生した人道に関わる自然災害に対する日本及び米国による迅速かつ効果的な対応を想起しつつ、共同演習及び相互の後方支援を通じ、二国間の協力を拡大するとともに、国際的な人道支援・災害救援（H A / D R）、及び、状況が許す場合にはその他の活動において三か国間及び多国間の協力を促進することを奨励した。

・三か国間協力

閣僚は、地域における同盟国及びパートナーの間での安全保障及び防衛協力の重要性を確認し、特に豪州及び韓国との間で定期的に実施されている三か国間の対話の成功に留意した。これらの三か国間の対話は、両国が共有する安全保障上の利益を増進し、共通の価値を促進し、アジア太平洋地域の安全保障環境を改善する。

三か国間協力は、地域の平和と安定を維持するために人道支援・災害救援を含む地域の安全保障及び防衛能力の向上を追求し、航行の自由及び地域における海洋安全保障に寄与し、並びに地域において信頼を構築し透明性を促進することによって地域を安定させる存在として機能する。閣僚は、三か国間協力の取組を一層拡大するため、作戦、計画、演習及び能力に関する情報を含め、地域の同盟国との間での情報共有の強化を求めた。

・多国間協力

閣僚は、地域の他のパートナーと共に、国際的に受け入れられている規則及び規範に基づき経済及び安全保障協力を促進する枠組みである東アジア首脳会議（E A S）、アジア太平洋経済協力（A P E C）、東南アジア諸国連合（A S E A N）地域フォーラム（A R F）及び拡大A S E A N国防相会議（A D M M プラス）等を強化するために共に取り組むことの重要性に留意した。

#### IV. 在日米軍再編

閣僚は、在日米軍の再編に関する合意が、そのプロセスを通じて訓練能力を含む運用能力を確保しつつ、可能な限り速やかに実施されるべきことを確認した。閣僚は、2013年4月の沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画に示された、施設及び区域の返還を確保するとのコミットメントを再確認した。閣僚は、約9,000人の米海兵隊の要員が沖縄から日本国外の場所に移転されることを再確認した。

閣僚は、2012年のS C C共同発表に示す再編計画が、地理的に分散し、運用面で抗たん性があり、政治的に持続可能な米軍の態勢を実現するものであることを再確認した。この再編計画は、地元への米軍の影響を軽減しつつ、将来の課題と脅威に効果的に対処するための兵力、柔軟性及び抑止力を与えるものである。

・沖縄における再編

閣僚は、2013年4月の統合計画に基づく土地の返還に関する進展を歓迎し、その実施に向けて引き続き取り組むとの決意を強調した。特に、閣僚は、2013年8月に完了した牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の北側進入路の土地の返還、並びに、牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の第5ゲート付近の区域、キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の西普天間住宅地区、施設技術部地区内の倉庫地区の一部及び白比川沿岸区域に関する日米合同委員会合意を歓迎した。これらの返還は、予定よりも早く進んでいる。日本は、統合計画において示された、2012年4月のS C C共同発表において特定された内容を超えて追加的な土地の返還を行うこととした米国の積極的な取組を歓迎した。キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の白比川沿岸区域の返還により、地元が同地域においてより良い洪水対策措置をとることが可能となる。

この取組の重要な要素として、閣僚は、普天間飛行場の代替施設（F R F）をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、運用上、政治上、財政上及び戦略上の懸念に対処し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認した。S C Cの構成員たる閣僚は、この計画に対する両政府の強いコミットメントを再確認し、長期にわたり望まれてきた普天間飛行場の日本への返還を可能とする同計画を完了させるとの決意を強調した。米国は、2013年3月の日本政府による沖縄県への公有水面埋立承認願書の提出を含む最近の進展を歓迎した。

閣僚は、日米合同委員会に対し、2013年11月末までに、これまでのS C C共同発表において決定されたとおり、沖縄の東方沖合のホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の一部解除について、原則的な取決めを作成するよう指示した。双方は、その他のあり得べき措置についての協議を継続することにコミットした。

閣僚は、環境保護のための協力を強化していくことへのコミットメントを再確認し、環境上の課題について更なる取組を行うことの重要性を確認した。この点に留意しつつ、閣僚は、地方公共団体が土地の返還前にその利用計画を策定することを円滑にすることを目的として、2013年11月末までに、返還を予定している米軍の施設及び区域への立入りに関する枠組みについての実質的な了解を達成することを決定した。

・岩国

岩国飛行場に関し、閣僚は、普天間飛行場から岩国飛行場へのK C -130飛行隊の移駐に関する二国間の協議を加速し、この協議を可能な限り速やかに完了させることを確認した。さらに、S C Cの構成員たる閣僚は、海上自衛隊が岩国飛行場に維持されることを確認した。閣僚はまた、厚木飛行場から岩国飛行場への第5空母航空団（C V W -5）の諸部隊の移駐が2017年頃までに完了することを認識した。

・グアム

閣僚は、沖縄からグアムを含む日本国外の場所への米海兵隊の要員の移転が、沖縄への影響を軽減しつつ、米軍の前方プレゼンスを維持することに寄与し、グアムの戦略的な拠点としての発展を促進することを確認した。閣僚は、本日、移転に関するこれらの目標を達成するために必要な二国間協力の基礎となる、2009年のグアム協定を改正する議定書への署名を発表した。

閣僚は、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場の整備に対する日本の資金提供の重要性に留意した。この資金提供は、米海兵隊部隊のグアムへの移転を支え、自衛隊及び米軍によるこれらの訓練場の共同使用を可能とするものであり、同盟により有益なものである。

閣僚は、このような使用の条件に関する協議を本年中に開始するよう指示した。閣僚はまた、米海兵隊の移転を支えるための、グアム及び北マリアナ諸島連邦における施設（訓練場を含む。）及び基盤の整備に関する費用の内訳を示す作業を完了した。

閣僚は、2012年のS C C 共同発表において示された移転計画を再確認した。同計画の下で、米海兵隊部隊の沖縄からグアムへの移転は、2020年代前半に開始されることとなる。閣僚は、この計画の進展が、適当な資金を確保するために両政府がとる措置を含む種々の要因にかかっていることを確認した。この計画はまた、2013年4月の沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画の実施の進展を促進するものである。

#### ・高度な能力

閣僚は、より高度な能力を日本国内に配備することが、戦略的な重要性を有し、日本及び地域の安全に一層寄与することを確認した。米国は、能力の近代化を継続する意図を有する。これらの高度な能力は、次のものを含む（ただし、これらに限定されない。）。

- 米海兵隊によるCH-46ヘリコプターの換装のためのMV-22航空機の2個飛行隊の導入。
- 米海軍による、P-3哨戒機の段階的な換装の一環として、2013年12月から開始されるP-8哨戒機の米国外への初の配備。
- 2014年春から、グローバル・ホーク無人機のローテーションによる展開を開始するとの米空軍の計画。
- 米海兵隊によるF-35Bの米国外における初の前方配備となる、2017年の同機種の配備の開始。

### (13) 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府と  
アメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書

※漢数字は、数字に置き換えた。  
(平成25年10月3日署名)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、2009年2月17日に東京で署名された第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）に鑑み両政府がとるべき更なる措置に関して協議することを特に公表した2012年4月27日付の日米安全保障協議委員会の共同発表を想起し、協定を改正することを希望して、次のとおり協定した。

#### 第一条

協定前文第5段落から第9段落までを削り、第4段落の次に次の6段落を加える。

日米安全保障協議委員会が2012年4月27日付の共同発表（以下「共同発表」という。）においてロードマップにその概要が示された計画を調整することを決定し、並びにその調整の一部として、第3海兵機動展開部隊の要員の沖縄からグアムへの移転及びその結果生ずる嘉手納飛行場以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定したことを想起し、

共同発表において、合計約9千人の第3海兵機動展開部隊の要員がその家族と共に沖縄から日本国外の場所に移転することが確認されたことを認識し、

共同発表において、第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及び基盤の整備に係る費用の暫定的な見積額である合衆国の2012会計年度ドルで86億合衆国ドル（8,600,000,000ドル）のうち、日本国は、沖縄県の住民が同部隊の移転が可能な限り速やかに完了することを強く希望していることを認識して、同部隊の移転を可能とするようグアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤を整備するため、合衆国の2008会計年度ドルで28億合衆国ドル（2,800,000,000ドル）（合衆国の2012会計年度ドルで31億2,188万7,855合衆国ドル（3,121,887,855ドル））の額を限度として直接的に資金を提供することが確認されたことを再確認し、

また、共同発表において、合衆国が第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための残余の費用を拠出し、及びいかなる追加の費用も拠出することが確認されたことを再確認し、

共同発表において、両政府は日本国の自衛隊及び合衆国軍隊が共同で使用する施設としてグアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場を整備することについての協力を検討することが公表されたことを想起し、

ロードマップにその概要が示された計画であって調整されたもの、共同発表並びに2013年4月に公表された沖縄における施設及び区域に関する統合計画の下で、嘉手納飛行場以南の施設及び区域の統合並びに土地の返還の一部は、第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からの移転にかかるおり、並びに同部隊の沖縄からグアムへの移転は、グアムにおいて必要となる施設及び基盤の整備に対して日本国が直接的に提供する資金並びにアメリカ合衆国政府による必要な措置にかかるることを想起して、

#### 第二条

協定第一条 1 中「第3海兵機動展開部隊の要員約8千人及びその家族約9千人」を「第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族」に改める。

### 第三条

協定第二条中「グアムにおける施設及び基盤」を「グアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤」に改める。

### 第四条

協定第三条を削る。

### 第五条

協定第四条中「グアムにおける施設及び基盤」を「グアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤」に改め、同条に後段として次のように加える。

当該施設には、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場を含めることができる。

### 第六条

協定第四条を第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

#### 第四条

アメリカ合衆国政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場（その整備に対して日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子が拠出されたものを含む。）を使用するための日本国政府による要請を、合理的なアクセスを認める意図をもって好意的に考慮する。

### 第七条

協定第九条 2 を次のように改める。

2 第二条に規定する合衆国の措置は、移転のための資金（（1）合衆国の資金及び（2）第一条 1 に規定する日本国が提供した資金を含むことができる。）が利用可能であることを条件とする。

### 第八条

この議定書の効力が生ずる日前又は以後に協定第一条 1 の規定に従い日本国政府が提供した資金、当該資金から生じた利子及び当該資金が拠出された事業について、この議定書による改正後の協定を適用することが確認される。

### 第九条

この議定書は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、協定の効力の存続期間中効力を有する。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十三年十月三日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

#### 日本国政府のために

岸田文雄

小野寺五典

#### アメリカ合衆国政府のために

ジョン・F・ケリー

チャック・ヘーゲル

(14) 2014年（平成26年）10月20日　日米共同報道発表

日米共同報道発表

平成26年10月20日

日本及び米国は、絶えず変化する地域の及びグローバルな安全保障環境の中で、我々の安全保障同盟を強化することに強くコミットしている。この目的のため、日米両政府は、米軍の強固な前方プレゼンスを維持すること、並びに日本の防衛及び地域の平和と安定の維持のために必要な同盟の能力を強化することに取り組んできた。これらの取組と並んで、我々は、米軍施設・区域を受け入れている沖縄を始めとする日本国中の地元の心情に配慮してきた。したがって、日米両政府は、米軍のプレゼンスの政治的な持続可能性を確保するため、米軍による影響を軽減することに取り組んできた。

この文脈において、日米両政府は、日米地位協定を補足する在日米軍に関連する環境の管理の分野における協力に関する協定につき実質合意に至ったことを発表する。この補足協定は、環境保護の重要性を認識するより広範な枠組みの一部であり、2013年12月の共同発表に定める二国間の目標を満たすものである。双方は、今後、この枠組み全体を完成させる技術的な事項に関する一連の付随する文書をまとめることを目指す。

補足協定の規定は、次の事項を取り扱う。

1. 環境基準：米国政府は、自国の政策に従って、「日本環境管理基準（J E G S）」を発出し、維持する。同基準は、日本の基準、米国の基準又は国際約束の基準のうち、より厳しいものを一般的に採用し、漏出への対応及び防止のための規定を含む。

2. 立入り：次の2つの場合において、日本の当局が米軍施設・区域への適切な立入りを行うための手続を作成し、維持する。
  - (1) 現に発生した環境事故（漏出）後の立入り。
  - (2) 土地の返還に関する現地調査（文化財調査を含む。）のための立入り。
3. 財政措置：日本政府は、環境に配慮した施設を米軍に提供するとともに、環境に配慮した種々の事業及び活動の費用を支払うために資金を提供する。
4. 情報共有：日米両政府は、利用可能かつ適切な情報を共有する。

この成果は、政治的に持続可能であり、また運用面で抗たん性がある在日米軍の態勢を再編計画を通じて確保するための成功裡の取組と完全に整合するものである。再編の不可欠な要素として、日米両政府は、普天間飛行場の代替施設（F R F）をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設する計画が、普天間飛行場の継続的な使用を回避する唯一の解決策であることを再確認する。我々は、この計画への強いコミットメントを再確認し、長きにわたり切望されてきた普天間飛行場の返還をもたらすこととなるこの計画の完了を達成する決意を強調する。2013年12月27日の沖縄県からの埋立承認の取得及び建設を可能とする諸活動の開始を含む、F R Fの整備を可能にするための重要な進展が達成してきた。F R Fの建設及び2013年4月の統合計画に示す返還のための条件を満たすことは、統合計画に基づく普天間飛行場の返還のための手順の不可欠の要素である。

また、日米両政府は、2006年の「ロードマップ」及び2013年4月の統合計画に基づく嘉手納飛行場以南の土地の返還の重要性を再確認し、その実施に向けた取組を継続する決意を強調する。これらの取組により、速やかに返還されることとされた4つの土地（西普天間住宅地区を含む。）に関する昨年の日米合同委員会の決定が得られ、また、日米両政府は、これらの土地の返還の完了についての現行の二国間の計画の下での二国間の協力の重要性を強調する。これらの取組の一環として、日本政府は、米国政府との緊密な調整の下、土地の返還のためのプロセス（特に牧港補給地区（キャンプ・キンザー）におけるもの）の実施を加速化するための取組を継続し、強化する。

日米両政府は、2013年10月3日の「2+2」共同発表以降の再編及び影響軽減に関するその他の成果を歓迎する。これらの成果は、普天間飛行場における航空機の運用を減らし、沖縄における訓練時間を更に減らしてきた、KC-130飛行隊の普天間飛行場から岩国飛行場への移駐の完了、沖縄の東方沖合のホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の一部解除、及び三沢における空対地訓練の航空機訓練移転計画への追加を含む。2006年の「ロードマップ」及び2013年4月の統合計画に基づき、追加的な影響軽減措置が実施される。

日米両政府は、2009年のグアム協定を改正する議定書の発効及び同協定の下での二国間の協力を認識する。沖縄から日本国外のグアムを含む場所への米海兵隊の要員の移転の完了は、米軍の前方プレゼンスの維持に資することとなり、2013年4月の統合計画に基づく沖縄における土地の返還を促進する。米国政府は、在沖縄の米海兵隊の部隊がこの地域の他の場所における訓練活動を増加させるための方法を探求することを計画している。

日本は、MV-22を含む航空機の訓練の沖縄県外の場所への移転をこれまでの「2+2」共同発表に基づいて促進するための米国の取組を歓迎する。日米両政府は、米軍機の運用の安全性を認識し、この地域及び日本全土にわたる米軍の即応性及び対処能力を高めつつ、同盟の抑止力の信頼性を強化する運用上重要な訓練を移転するための二国間の取組を継続する意図を再確認する。将来的なティルト・ローター機のための日本本土における施設の建設に向けた陸上自衛隊の取組を考慮し、日米両政府は、米国の運用上の所要を満たす利用可能な施設・区域があることを条件として、日本国内の他の場所において訓練を実施するための同様の方法を検討する。

#### (15) 2014年（平成26年）12月19日「2+2」共同発表

日米安全保障協議委員会共同発表

2014年12月19日  
 岸田外務大臣  
 江渡防衛大臣  
 ケリー国務長官  
 ヘーゲル国防長官

2013年10月3日に東京で開催された「2+2」日米安全保障協議委員会（S C C）会合において、閣僚は、日米同盟の能力を大きく向上させるためのいくつかの措置を決定した。閣僚は、これらの措置の中核的要素としての日米防衛協力のための指針の見直しの継続的な進展を高く評価する。2014年10月8日の中間報告に基づき、この作業は、日本の平和と安全を確保するのみならず、アジア太平洋地域及びこれを越えた地域に前向きに貢献する。

米国のアジア太平洋地域へのリバランス及び日本の国際協調主義に基づく「積極的平和主義」という政策は、共に、平和で繁栄したアジア太平洋地域を確かなものとしていく同盟の取組に寄与する。これらの観点から、米国政府は、切れ目のない安全保障法制の整備についての2014年7月1日の閣議決定を含む、安全保障分野における日本政府の取組を歓迎し、支持する。

指針の見直しと日本の法制作業との整合性を確保する重要性を認識し、また、見直し後の指針がしっかりととした内容となることの重要性を再確認し、閣僚は、日本の法制作業の進展を考慮しつつ、明年前半における指針の見直しの完了に向けて取り

組むため、議論を更に深めることを決定した。

閣僚は、複雑な地域の及びグローバルな安全保障環境において更に同盟を強化し抑止力を強化するとの揺るぎない相互の決意を確認する。日米同盟は、地域の平和と安全の礎であり、グローバルな協力の基盤であり続ける。

#### (16) 2015年（平成27年）4月27日「2+2」共同発表

日米安全保障協議委員会共同発表  
変化する安全保障環境のためのより力強い同盟  
新たな日米防衛協力のための指針  
2015年4月27日  
岸田外務大臣  
中谷防衛大臣  
ケリー国務長官  
カーター国防長官

##### 1. 概観

2015年4月27日、ニューヨークにおいて、岸田文雄外務大臣、中谷元防衛大臣、ジョン・ケリー国務長官及びアシュトン・カーター国防長官は、日米安全保障協議委員会（S C C）を開催した。変化する安全保障環境に鑑み、閣僚は、日本の安全並びに国際の平和及び安全の維持に対する同盟のコミットメントを再確認した。

閣僚は、見直し後の新たな「日米防衛協力のための指針」（以下「指針」という。）の了承及び発出を公表した。この指針は、日米両国の役割及び任務を更新し、21世紀において新たに発生している安全保障上の課題に対応するための、よりバランスのとれた、より実効的な同盟を促進するものである。閣僚は、様々な地域の及びグローバルな課題、二国間の安全保障及び防衛協力を多様な分野において強化するためのイニシアティブ、地域協力の強化の推進並びに在日米軍の再編の前進について議論した。

2015年の米国国家安全保障戦略において明記されているとおり、米国はアジア太平洋地域へのリバランスを積極的に実施している。核及び通常戦力を含むあらゆる種類の米国の軍事力による、日本の防衛に対する米国の揺るぎないコミットメントがこの取組の中心にある。日本は、この地域における米国の関与を高く評価する。この文脈において、閣僚は、地域の平和、安全及び繁栄の推進における日米同盟の不可欠な役割を再確認した。

日本が国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の政策を継続する中で、米国は、日本の最近の重要な成果を歓迎し、支持する。これらの成果には、切れ目のない安全保障法制の整備のための2014年7月1日の日本政府の閣議決定、国家安全保障会議の設置、防衛装備移転三原則、特定秘密保護法、サイバーセキュリティ基本法、新「宇宙基本計画」及び開発協力大綱が含まれる。

閣僚は、新たな指針並びに日米各の安全保障及び防衛政策によって強化された日米同盟が、アジア太平洋地域の平和及び安全の礎として、また、より平和で安定した国際安全保障環境を推進するための基盤として役割を果たし続けることを確認した。

閣僚はまた、尖閣諸島が日本の施政の下にある領域であり、したがって日米安全保障条約第5条の下でのコミットメントの範囲に含まれること、及び同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを再確認した。

##### 2. 新たな日米防衛協力のための指針

1978年11月27日に初めて了承され、1997年9月23日に見直しが行われた指針は、日米両国の役割及び任務並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び政策的な方向性を示してきた。2013年10月3日に東京で開催されたS C Cにおいて、閣僚は、変化する安全保障環境に関する見解を共有し、防衛協力小委員会（S D C）に対し、紛争を抑止し並びに平和及び安全を促進する上で同盟が引き続き不可欠な役割を果たすことを確保するため、1997年の指針の変更に関する勧告を作成するよう指示した。

本日、S C Cは、S D Cが勧告した新たな指針を了承した。これにより、2013年10月に閣僚から示された指針の見直しの目的が達成される。1997年の指針に代わる新たな指針は、日米両国の役割及び任務についての一般的な大枠及び政策的な方向性を更新するとともに、同盟を現代に適合したものとし、また、平時から緊急事態までのあらゆる段階における抑止力及び対処力を強化することで、より力強い同盟とより大きな責任の共有のための戦略的な構想を明らかにする。

新たな指針と切れ目のない安全保障法制を整備するための日本の取組との整合性を確保することの重要性を認識し、閣僚は、当該法制が、新たな指針の下での二国間の取組をより実効的なものとすることを認識した。米国は、日本の「積極的平和主義」の政策及び2014年7月の閣議決定を反映する当該法制を整備するために現在行われている取組を歓迎し、支持する。

指針の中核は、引き続き、日本の平和及び安全に対する揺るぎないコミットメントである。新たな指針は、日米両政府が、二国間協力を次の様々な分野にもわたって拡大しつつ、切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な同盟としての対応を通じ

てそのコミットメントを果たすための能力を強化し続けるための方法及び手段を詳述する。

同盟調整メカニズム：新たな指針の下で、日米両国は、平時から緊急事態までのあらゆる段階における切れ目のない対応を可能とする、平時から利用可能な、政府全体にわたる同盟内の調整のためのメカニズムを設置する。

地域的な及びグローバルな協力：新たな指針は、同盟が、適切な場合に、日本の国内法令に従った方法により、平和維持活動、海洋安全保障及び後方支援等の国際的な安全保障上の取組に対して一層大きな貢献を行うことを可能とする。閣僚は、地域の及び他のパートナー並びに国際機関と協力することの重要性を改めて表明した。

新たな戦略的な協力：変化する世界は現代的な同盟を必要としており、新たな指針は、日米両国が、宇宙及びサイバー空間において、また、領域を横断する形で効果をもたらすことを意図した活動を行うに当たり、協力を実行するための基盤を構築する。

人道支援・災害救援：新たな指針は、日本及び世界各地における大規模災害への対処における二国間協力の実効性を一層向上させるために日米両政府が協働し得る方法を示す。

力強い基盤：新たな指針はまた、防衛装備・技術協力、情報協力・情報保全及び教育・研究交流を含む、二国間協力のあらゆる側面に貢献する取組及び活動を示す。

閣僚は、新たな指針の下での共同の取組に着手するとの意図を確認した。この文脈において、S C Cは、S D Cに対し、平時から利用可能な同盟調整メカニズムの設置及び共同計画策定メカニズムの改良並びにこれによる共同計画の策定の強化を含め、新たな指針を実施するよう指示した。閣僚はまた、新たな指針が展望する後方支援に係る相互協力を実施するための物品役務相互提供協定を迅速に交渉するとの意図を表明した。

### 3. 二国間の安全保障及び防衛協力

閣僚は、様々な分野における二国間の安全保障及び防衛協力を強化することによって同盟の抑止力及び対処力を強化するための現在も見られる進捗について、満足の意をもって留意する。閣僚は、

- ・ 最も現代的かつ高度な米国的能力を日本に配備することの戦略的重要性を確認した。当該配備は同盟の抑止力を強化し、日本及びアジア太平洋地域の安全に寄与する。この文脈において、閣僚は、米海軍によるP-8哨戒機の嘉手納飛行場への配備、米空軍によるグローバル・ホーク無人機の三沢飛行場へのローテーション展開、改良された輸送揚陸艦であるグリーン・ペイの配備及び2017年に米海兵隊F-35Bを日本に配備するとの米国の計画を歓迎した。さらに、閣僚は、2017年までに横須賀海軍施設にイージス艦を追加配備するとの米国の計画、及び本年後半に空母ジョージ・ワシントンをより高度な空母ロナルド・レーガンに交代させることを歓迎した。
- ・ 核及び通常戦力についての議論を通じたものを含め、日本に対する米国の防衛上のコミットメントの信頼性を強化する日米拡大抑止協議を通じた取組を継続することを決意した。
- ・ 弹道ミサイル防衛（B M D）能力の向上における協力を維持すること、特に2014年12月のA N / T P Y-2 レーダー（Xバンド・レーダー）システムの経ヶ岬への配備及び2017年までに予定されている2隻のB M D駆逐艦の日本への追加配備の重要性を強調した。これらのアセットは、連携の下で運用され、日米両国の防衛に直接的に寄与する。
- ・ 宇宙安全保障、特に、政府一体となっての取組である宇宙に関する包括的日米対話及び安全保障分野における日米宇宙協議を通じた、抗たん性及び能力向上分野における協力の強化を強調した。閣僚はまた、宇宙航空研究開発機構による宇宙状況監視（S S A）情報の米国への提供及び両国の防衛当局間で宇宙に関する事項を議論するための新たな枠組みの設置による協力の強化を強調した。
- ・ サイバー空間に係る諸課題に関する協力、特に、政府一体となっての取組である日米サイバー対話及び日米サイバーフィルセラム作業部会を通じた、脅威情報の共有及び任務保証並びに重要インフラ防護分野における協力での継続的な進展を求めた。
- ・ 情報収集、警戒監視及び偵察（I S R）協力の強化、特に米空軍によるグローバル・ホーク無人機の三沢飛行場へのローテーション展開及び日本による高度なI S R基盤の調達計画を賞賛した。
- ・ 日本の新たな防衛装備移転三原則、及びF-35の地域における整備・修理・オーバーホール・アップグレード能力の日本での確立に係る最近の米国の決定に示された、後方支援及び防衛装備協力の拡大を賞賛した。閣僚は、高度な能力に係る共同研究・開発を促進する日米装備・技術定期協議（S & T F）と同盟の役割・任務・能力（R M C）に関する対話の連携を通じた防衛装備協力の強化を強調した。
- ・ 情報保全に関する日米協議を通じた継続的な進展及び日本の特定秘密保護法の施行により示された、情報保全協力の強化の重要性を確認した。この法律により、日本政府は、平時及び緊急事態における機密な情報の安全な交換を円滑にするために必要な政策、慣行及び手続を整備した。

さらに、閣僚は、在日米軍駐留経費負担が、複雑さを増す安全保障環境において日本の平和及び安全に資するものである

前方展開した在日米軍のプレゼンスに対する日本の継続的な支援を示してきたことを確認した。閣僚は、2011年6月のS C C文書に示す現行の在日米軍駐留経費負担のコミットメントが2016年3月に終了することに留意し、適切な水準の在日米軍駐留経費負担を行う将来の取決めに関する協議を開始する意図を表明した。

共同の活動の範囲が拡大していることを認識し、閣僚は、同盟管理プロセスの効率性及び実効性を強化する適切な二国間協議の枠組みを可及的速やかに検討するとの意図を確認した。

#### 4. 地域的及び国際的な協力

日米同盟がアジア太平洋地域の平和及び安全の礎であり、また、より平和で安定した国際安全保障環境を推進するための基盤であることを認識し、閣僚は、次の分野における最近の進展を強調した。

- ・ 2013年11月のフィリピンにおける台風への対処における緊密な調整に示された、人道支援・災害救援活動における協力の強化。
- ・ 沿岸巡視船の提供及びその他の海洋安全保障能力の構築のための取組によるものを含め、特に東南アジアでのパートナーに対する能力構築における継続的かつ緊密な連携。
- ・ 特に韓国及び豪州並びに東南アジア諸国連合等の主要なパートナーとの三か国及び多国間協力の拡大。閣僚は、北朝鮮による核及びミサイルの脅威に関する韓国との三者間情報共有取決めの最近の署名を強調し、この枠組みを将来に向けた三か国協力の拡大のための基盤として活用していくことを決意した。閣僚はまた、日米豪安全保障・防衛協力会合を通じ、東南アジアにおける能力構築のための活動並びに安全保障及び防衛に係る事項について、豪州とのより緊密な協力を追求するとの意図を確認した。

#### 5. 在日米軍再編

閣僚は、在日米軍の再編の過程を通じて訓練能力を含む運用能力を確保しつつ、在日米軍の再編に係る既存の取決め可能な限り速やかに実施することに対する日米両政府の継続的なコミットメントを再確認した。閣僚は、地元への米軍の影響を軽減しつつ、将来の課題及び脅威に効果的に対処するための能力を強化することで抑止力が強化される強固かつ柔軟な兵力態勢を維持することに対するコミットメントを強調した。この文脈で、閣僚は、普天間飛行場から岩国飛行場へのKC-130飛行隊の移駐を歓迎し、訓練場及び施設の整備等の取組を通じた、沖縄県外の場所への移転を含む、航空機訓練移転を継続することに対するコミットメントを確認した。

この取組の重要な要素として、閣僚は、普天間飛行場の代替施設（F R F）をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、運用上、政治上、財政上及び戦略上の懸念に対処し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認した。閣僚は、この計画に対する日米両政府の揺るぎないコミットメントを再確認し、同計画の完了及び長期にわたり望まれてきた普天間飛行場の日本への返還を達成するとの強い決意を強調した。米国は、F R F建設事業の着実かつ継続的な進展を歓迎する。

閣僚はまた、2006年の「ロードマップ」及び2013年4月の統合計画に基づく嘉手納飛行場以南の土地の返還の重要性を再確認し、同計画の実施に引き続き取り組むとの日米両政府の決意を改めて表明し、2016年春までに同計画が更新されることを期待した。閣僚は、この計画に従ってこれまでに完了した土地の返還のうち最も重要な本年3月31日のキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の計画どおりの返還を強調した。

閣僚は、日米両政府が、改正されたグアム協定に基づき、沖縄からグアムを含む日本国外の場所への米海兵隊の要員の移転を着実に実施していることを確認した。

閣僚は、環境保護のための協力を強化することへのコミットメントを再確認し、環境上の課題について更なる取組を行うことの重要性を確認した。この目的のため、閣僚は、環境の管理の分野における協力に関する補足協定についての進展を歓迎し、可能な限り迅速に同協定に付随する文書の交渉を継続する意図を確認した。

#### (17) 2015年（平成27年）12月4日　日米共同報道発表

##### 沖縄における在日米軍施設・区域の統合のための日米両国の計画の実施 日米共同報道発表

1. 日本政府及び合衆国政府は、強固で安定的な在日米軍の前方プレゼンスによって、日米同盟が日本の防衛及び地域の平和と安全のために必要な抑止力及び能力を提供することが可能となることを再確認した。その上で、日米両政府は、次の措置に基づき更新される2013年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において更に精緻なものとされた、2006年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」における再編案を実施するとのコミットメントを再確認した。
2. 日米両政府は、地元への米軍の影響を軽減しつつ、地域全体の将来の課題及び運用に関わる緊急事態に効果的に対応することができる兵力態勢の維持を目的とした、沖縄における米軍の統合のプロセスを前進させるため、沖縄における在日米軍施設・区域の返還又は共同使用に関する次の措置について一致した。

#### 普天間飛行場

3. 日米両政府は、普天間飛行場の代替施設（F R F）をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、運用上、政治上、財政上及び戦略上の懸念に対処し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認した。日米両政府は、この計画に対する両政府の搖るぎないコミットメントを再確認した。
4. 日米両政府は、1990年6月の日米合同委員会で確認された、普天間飛行場の東側沿いの土地（約4ヘクタール）の返還に向けた作業を加速することを確認した。日米両政府の意図は、日本政府による必要な措置及び手続の完了を条件として、この返還を2017年度（以下、日本国の大計年度）中に実現することである。この返還は、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」の3年ごとの更新に反映される。

#### キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）のインダストリアル・コリドー

5. 日米両政府は、統合の取組の一環として、宜野湾市が、国道58号と西普天間住宅地区跡地を接続するためにキャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の一部区域の上に高架式道路を設置する工事を2017年度中に開始できるよう、速やかに共同使用の合意を行うことで一致した。このため、日米両政府は、2016年に開始される調査を含む必要な作業のため宜野湾市による当該区域への立入りを支援する。
6. 日米両政府は、キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）について、「返還の条件が満たされ、返還のための必要な手続の完了後、（中略）返還可能」、「インダストリアル・コリドー南側部分の返還ができる限り早期に行う取組を、段階的返還を考慮することにより行う。」と記載する「沖縄における在日米軍施設・区域の統合計画」に従って、取組を継続する意図を改めて表明した。また、日米両政府は、統合計画の一貫した、かつ包括的な実施を維持するために、キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の段階的返還に係る更なる議論は、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」の3年ごとの更新の文脈で行うと理解する。

#### 牧港補給地区（キャンプ・キンザー）

7. 日米両政府は、国道58号を拡幅し、交通渋滞を緩和するため、国道58号に隣接する牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の土地（約3ヘクタール）の返還を2017年度中に実現するために、速やかに必要な作業を開始することで一致した。この返還は、米軍の安全基準を満たすインフラの建設及び米軍の安全基準を満たすその他の手段を含む、日米両政府による必要な措置及び手續の完了を条件とする。
8. 日米両政府は、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づき、牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の全面返還に向け、引き続き積極的に取り組む意図を確認した。また、日米両政府は、統合計画の一貫した、かつ包括的な実施を維持するために、牧港補給地区（キャンプ・キンザー）の返還に係る更なる議論は、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」の3年ごとの更新の文脈で行うと理解する。

#### 北部訓練場

9. 日米両政府は、1996年のS A C O 最終報告で確認された北部訓練場の過半（約3、987ヘクタール）の返還の意義及び緊急性を再確認した。その上で、日米両政府は、北部訓練場の迅速な返還を促進するために必要な、二国間で合意された条件を満たすとのコミットメントを再確認した。

（了）

#### （18）2017年（平成29年）8月17日「2+2」共同発表

日米安全保障協議委員会共同発表（仮訳）

平成29年8月17日

#### I. 概観

日米同盟（以下「同盟」という。）は、アジア太平洋地域の平和、繁栄及び自由の礎である。また、このダイナミックなパートナーシップは、自由、民主主義、平和、人権、自由かつ公正な市場及び法の支配を含む、両国が共有する価値を促進する上で、一層重要になっている。閣僚は、厳しい安全保障環境の中で、ルールに基づく国際秩序を堅持していく決意を新たにした。

本日、日米安全保障協議委員会（以下「S C C」という。）は、2017年2月10日の両国首脳の共同声明に基づき、地域の平和及び安全に対する挑戦である現在の及び新たに発生する脅威に対処するに当たって同盟が進むべき道筋を示した。S C Cは2015年の「日米防衛協力のための指針」を実施すること及び同盟を強化する更なる方策を追求することに対するコミットメントを再確認した。閣僚は、米国の核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じて、日本の安全に対する同盟のコミットメントを再確認した。

#### II. 地域の戦略環境

閣僚は、北朝鮮による度重なる挑発並びに核及び弾道ミサイル能力の開発を最も強い表現で非難した。これらは、新たな段階に入っている、地域及び国際の平和と安定に対する増大する脅威となっている。閣僚は、これらの脅威を抑止し、対処するため、同盟の能力を強化することにコミットした。閣僚はまた、北朝鮮に対し、核及び弾道ミサイル計画を終了し、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な朝鮮半島の非核化を実現するための具体的な行動を北朝鮮にとらせるべく、他国と協力して、北朝鮮に対する圧力をかけ続けることで一致した。閣僚は、国際社会に対し、新たに採択された決議第2371号を含む国際連合安全保障理事会決議を包括的かつ完全に履行するよう求めた。閣僚は、中国に対し、北朝鮮に一連の行動を改めさせるよう断固とした措置をとることを強く促した。閣僚は、北朝鮮に対し、組織的な人権侵害を止めるとともに、日本の

拉致被害者及び米国市民を含む北朝鮮に拘束されている全ての外国人を即時に解放するよう求めた。

閣僚は、東シナ海における安全保障環境に関し、継続的な懸念を表明した。閣僚はまた、2016年8月初旬の状況を想起した。閣僚は、東シナ海の平和と安定を確保するために協働することの重要性を再確認するとともに、日米安全保障条約第5条が尖閣諸島に適用されること、また、日米両国は、同諸島に対する日本の施政を損なおうとするいかなる一方的な行動にも反対することを再確認した。

閣僚は、南シナ海における状況について深刻な懸念を表明し、埋立て及び係争ある地形の軍事化を含め、現状を変更し緊張を高める、関係当事者による威圧的な一方的行動への反対を再確認した。閣僚は、仲裁を含む法的及び外交的プロセスの完全な尊重を通じた海洋紛争の平和的な解決、並びに、航行及び上空飛行の自由その他の適法な海洋の利用の尊重を含め、海洋法に関する国際連合条約に反映されている海洋に関する国際法の遵守の重要性を改めて表明した。この関連で、閣僚は、2016年7月12日付けの仲裁裁判所の判断を想起した。閣僚は、南シナ海における行動規範（COC）の枠組みに関する承認を認識し、有意義で実効的で法的拘束力がある行動規範の妥結を期待する。閣僚は、航行の自由を支える各々の活動、二国間及び多数国間の訓練及び演習並びに調整された能力構築支援を通じたものを含め、南シナ海に対する継続的な関与の意義を強調した。

### III. 安全保障及び防衛協力の強化

#### （1）同盟としての対応

閣僚は、厳しさを増す地域の安全保障環境において、あらゆる事態において同盟としての切れ目のない対応を確保するために、役割・任務・能力の見直しを通じたものも含め、日米同盟を更に強化する具体的な方策及び行動を立案するとの共通の意図を確認した。この目的のため、日本は、中期防衛力整備計画の次期計画期間を見据え、同盟における日本の役割を拡大し、防衛能力を強化させる意図を有する。米国は、最新鋭の能力を日本に展開することに引き続きコミットする。閣僚は、この点に関し既に進めている作業を加速させるため、事務当局に次の指針を示した。

- ・2015年の「日米防衛協力のための指針」の実施を加速し、日本の平和安全法制の下での更なる協力の形態を追求すること
- ・情報収集、警戒監視及び偵察、訓練及び演習、研究開発、能力構築並びに施設の共同使用等の様々な分野における新たな、かつ、拡大した行動を探求すること

#### （2）2015年の「日米防衛協力のための指針」の実施

閣僚は、2015年の「日米防衛協力のための指針」を引き続き実施していくことについての日米両政府の揺るぎないコミットメントを再確認した。閣僚は、二国間の防衛協力の強化における節目として、相互のアセットの防護の運用を開始し、物品役務相互提供協定（ACSA）を発効させるという同盟における重要なステップを歓迎した。閣僚は、地域の事案に対応するために、同盟調整メカニズム（ACM）が成功裏に活用されていることに留意した。閣僚は、日本の安全並びにアジア太平洋地域の平和と安定を確保するに当たって米国の拡大抑止が果たす不可欠な役割を再確認し、拡大抑止協議を通じて本件における関与を深める意図を表明した。閣僚はまた、共同計画、防空及びミサイル防衛、非戦闘員を退避させるための活動、防衛装備・技術協力、情報協力及び情報保全等の分野における協力を強化し、加速することに対する共通のコミットメントを確認した。閣僚は、宇宙、特に、抗たん性、宇宙状況監視、ホステッド・ペイロード及び衛星通信に係る二国間協力の拡大に対する希望を確認した。閣僚は、同盟の抑止及び防衛を一層強化することの死活的な重要性を強調しつつ、適時に、深刻なサイバー事案への同盟としての対応に関する協議を深めることを求めた。

### IV. 三か国及び多数国間の協力

閣僚は、地域における他のパートナー、特に、韓国、オーストラリア、インド及び東南アジア諸国との間で、三か国及び多数国間の安全保障及び防衛協力を進めるために同盟が現在行っている取組を強調した。閣僚は、地域における力強いプレゼンスを維持することに対する米国の継続的なコミットメント及び「自由で開かれたインド太平洋戦略」によって示された日本のイニシアティブに留意しつつ、ルールに基づく国際秩序を促進するために協力することの重要性を強調した。

閣僚は、韓国との協力に関し、ミサイル警戒並びに対潜作戦及び海上阻止作戦訓練を含む三か国間の訓練を拡大すること及び情報共有を強化することの必要性を強調した。

閣僚は、東南アジア諸国との協力に関し、海洋安全保障、防衛制度の構築、並びに人道支援及び災害救援（HADR）を含む分野における能力構築プログラム及び防衛装備・技術移転を一層強化する意図を確認した。閣僚は、この地域における海洋秩序を維持することの重要性を認識し、この点に関連する既存の取組を包含するような、政府全体にわたる、海洋安全保障に係る能力構築に関する対話を立ち上げることについての共通のコミットメントを確認した。

### V. 日本における米軍のプレゼンス

#### （1）在日米軍再編

閣僚は、在日米軍の強固なプレゼンスを維持する観点から、在日米軍再編のための既存の取決めを実施することについての日米両政府のコミットメントを再確認した。これらの取決めは、厳しさを増す安全保障環境において、地元への影響を軽減し、在日米軍のプレゼンス及び活動に対する地元の支持を高めると同時に、運用能力及び抑止力を維持することを目的としている。

閣僚は、この取組の不可欠な要素として、普天間飛行場の代替施設（FRF）の建設の再開を歓迎し、FRFをキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設する計画が、運用上、政治上、財政上及び戦略上の懸念に対処

し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを再確認した。閣僚は、この計画に対する日米両政府の揺るぎないコミットメントを再確認し、同計画の可能な限り早期の完了及び長期にわたり望まれてきた普天間飛行場の日本への返還を達成するとの強い決意を強調した。この文脈で、閣僚は、一層の遅延が平和及び安全を提供する同盟の能力に及ぼす悪影響に留意しつつ、この建設計画の着実な実施を求めた。

閣僚は、2016年に北部訓練場の過半が返還されたことを歓迎した。これは、1972年より後の、沖縄における単独では最大の土地の返還である。閣僚は、2015年12月に発表された土地の返還の進捗に留意し、それらの返還が更に実施されるよう求めた。閣僚はまた、沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画を着実に実施することの重要性及び同計画を可能な限り早期に更新することに対するコミットメントを再確認した。

閣僚はまた、合計約9,000人の米海兵隊要員の、家族を伴った、沖縄からグアムを含む日本国外の場所への移転が進展していることを歓迎した。閣僚は、グアム協定の着実な実施を確認した。

閣僚は、恒久的な艦載機着陸訓練用の施設を可能な限り早期に確保するための最大限の努力をすることに対する日本のコミットメントを歓迎した。

閣僚は、ティルトローター機／回転翼機の訓練の移転を含む航空機訓練移転を引き続き促進する意図を確認した。このような移転は、訓練活動が沖縄に及ぼす影響の軽減に寄与してきた。

#### (2) 在日米軍駐留経費負担（HNS）

閣僚は、在日米軍駐留経費負担に係る現行の特別協定が2016年4月にその効力を発生したことを歓迎した。これは、同盟の柱の一つとなるものであり、日本における米軍のプレゼンスに対する日本の継続的な支援の象徴である。閣僚は、在日米軍駐留経費負担全体の水準が、日本の2015会計年度とおおむね同じ水準に維持されることを確認した。閣僚は、現行の特別協定の期間中の提供施設整備費は、各年度予算額で206億円を下回らないことを再確認した。

#### (3) その他の事項

閣僚は、相互運用性及び抑止力を強化し、地元とのより強い関係を構築するとともに、日本の南西諸島におけるものも含め自衛隊の態勢を強化するために、日米両政府が共同使用を促進することを再確認した。

閣僚は、相互の協議を通じて地位協定（SOFIA）に関する課題に対処する決意を強調した。閣僚は、環境の管理及び軍属に関する補足協定の効力発生を歓迎し、これらの協定を着実に実施することの重要性を改めて表明した。閣僚は、米国が、日米地位協定上の地位を有する人員に対する教育・研修のプロセスを強化したことを認識した。